

資料編

- 資料 1 令和 4 年 1 月 19 日 内閣総理大臣指示
- 資料 2 公的統計品質向上のための特別検討チームの設置について
- 資料 3 国土交通省検証委員会報告書及び統計委員会タスクフォース報告書を踏まえた統計的な精査の視点について
- 資料 4 公的統計品質向上のための特別検討チーム会合の開催経緯
- 資料 5 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）
- 資料 6 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書（令和 4 年 1 月 14 日 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会）（概要）
- 資料 7 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）報告書（令和 4 年 5 月 国土交通省大臣官房（監察担当））（概要）
- 資料 8 統計委員会タスクフォース精査結果報告書（令和 4 年 1 月 14 日 統計委員会企画部会対応精査タスクフォース）（概要）
- 資料 9 国交省報告書の確認、統計委員会 T F 報告書の再確認、及び追加すべき対策の確認について【第 5 回特別検討チーム会合 資料 2 - 4（抜粋等）】
- 資料 10 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）（令和元年 9 月 30 日 総務省統計委員会）（概要）
- 資料 11 建設工事受注動態統計調査の問題の発生と毎月勤労統計調査の不適切事案を受けた政府の取組との関係について【第 3 回特別検討チーム会合 資料 1 - 2（抜粋等）】
- 資料 12 参議院令和二年度決算議決
- 資料 13 P D C A サイクルの確立に向けた「点検・評価」【第 2 回特別検討チーム会合 資料 2（抜粋等）】
- 資料 14 P D C A サイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和 2 年 7 月 30 日 統計行政推進会議申合せ）
- 資料 15 統計作成プロセス診断の位置付け・内容【第 2 回特別検討チーム会合 資料 2（抜粋等）】
- 資料 16 「統計作成ガイドブック」の概要【第 2 回特別検討チーム会合 資料 2（抜粋等）】
- 資料 17 「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和 2 年 6 月 17 日 内閣官房統計改革推進室）
- 資料 18 e - S u r v e y の改良イメージ【第 4 回特別検討チーム会合 資料 1 - 2（抜粋等）】
- 資料 19 集計システムに関する汎用パッケージ等の整備イメージ【第 4 回特別検討チーム会合 資料 1 - 2（抜粋等）】
- 資料 20 統計人材の育成について【第 2 回特別検討チーム会合 資料 4（抜粋等）】
- 資料 21 統計分析審査官の現状と課題【第 8 回特別検討チーム会合 資料 1 - 2（抜粋等）】
- 資料 22 統計不正の再発防止に向けた提言（令和 4 年 2 月 14 日 公明党決算・行政監視部会）
- 資料 23 基幹統計及び基幹統計調査一覧

令和 4 年 1 月 19 日 内閣総理大臣指示

統計委員会において、国土交通省の検証委員会報告を精査の上、統計作成上の課題や問題を抽出し、各府省の基幹統計について集計プロセスを点検するとともに、再発防止策やデジタル化、人材育成などの公的統計の改善施策を取りまとめることとし、こうした統計委員会の活動に協力し、統計の信頼回復に向けて全力で取り組むこと

令和4年1月26日
企画部会

公的統計品質向上のための特別検討チームの設置について

- 1 公的統計全般に対する早期の信頼回復及び総合的な品質向上のために、以下の事項についての検討を機動的、効率的かつ集中的に行い、検討結果を企画部会に報告するため、同部会の下に「公的統計品質向上のための特別検討チーム」（以下、「特別検討チーム」という。）を設置する。
 - ・ 国土交通省の建設工事受注動態統計調査において発生した問題の検証を踏まえた、政府統計全体の課題抽出
 - ・ 全府省の基幹統計調査の集計プロセスにおける重大リスク事象に関する点検（これまでの事象の原因分析に基づく重点（Risk Based）点検）
 - ・ 公的統計における重大リスク事象の未然防止、早期発見、発見後のリスク対応、そのために必要とされる統計作成プロセスのデジタル化、人材育成を含む公的統計の総合的な品質向上のための対策
- 2 特別検討チームの構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 特別検討チームの座長は、議事に関係があると認めた者の参加を求めることができる。
- 4 特別検討チームの会合に係る議事概要は、事務局で取りまとめ、ホームページ上で公表する。
- 5 その他特別検討チームの運営に関して必要な事項は、特別検討チーム座長が定める。

(別紙)

公的統計品質向上のための特別検討チーム構成員

座長	川崎 茂	委員	(滋賀大学特別招聘教授)
	清原 慶子	委員	(杏林大学・ルーテル学院大学客員教授)
	篠 恭彦	臨時委員	(一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員)
	清水 千弘	臨時委員	(一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授)
	細川 努	専門委員	(総務省デジタル統括アドバイザー)

※ オブザーバー

- ・ 椿 広計 委員長 (大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構理事
情報・システム研究機構統計数理研究所長)

※ 審議協力者

- ・ 鈴木和幸 (電気通信大学名誉教授)
- ・ 鈴木督久 (株式会社日経リサーチシニアエグゼクティブフェロー)
- ・ 下野僚子 (早稲田大学理工学術院創造理工学研究科経営デザイン専攻准教授)

〈1月26日統計委員会資料から一部修正〉

国土交通省検証委員会報告書及び統計委員会タスクフォース
報告書を踏まえた統計的な精査の視点について

統計委員会委員長
椿 広 計

- 建設工事統計の全体像
 - ・ 建設工事施工統計調査、建設工事受注動態統計調査の概要
 - ・ 建設工事受注動態統計調査の現状の作成プロセス
(特に集計を中心とした業務実態、ドキュメントの内容)
 - ・ 作成プロセスに関する情報公開の現状
 - ・ 令和3年4月分からの新推計方式の妥当性の確認

- 影響範囲
 - ・ 建設工事受注動態統計調査集計結果の誤りの影響とその範囲

- 人材面／ガバナンス面
 - ・ スタッフの統計業務の経験、データ処理・推計方法に関する知識等の程度
 - ・ 国土交通省における統計担当の配置の考え方
 - ・ 今回の事案に関する統計幹事、分析審査官の活動状況、今後の在り方
 - ・ 今回の事案のトップへの報告や対応状況
 - ・ 今回の事案における相談制度活用状況、今後の在り方

- 国土交通省報告書提言への現時点での国土交通省の取組方針
 - ・ 二重計上が生じている期間の遡及推計の方針、実施完了時期の見通し
 - ・ その他の提言への取組の見通し

- 統計委員会報告書と国土交通省報告書の関係
〔 統計委員会報告書の精査を国土交通省報告書の精査から得られる知見も通じて実施 〕
- 国土交通省の検討会で更に対応すべきことが明らかになったもの
- 政府全体で取組むべきもの等
 - ・ 統計委員会報告書及び国土交通省報告書の提言、その他今回の事案を踏まえて政府全体として取組むべきもの
 - ・ 導入に向け検討中の総務省の統計作成プロセス診断の有効性の強化（自己診断と第三者診断の有効な組み合わせ方策）
 - ・ 統計アナリスト等の研修の現状と今回事案への対応
 - ・ 基幹統計調査の遅延調査票の集計プロセスでの扱い
 - ・ 基幹統計調査における欠測値補完と復元処理の実施状況、及び同処理の変更時の集計システムの設計レビューの状況（システムへの影響の確認状況）
- その他

公的統計品質向上のための特別検討チーム会合の開催経緯

令和4年2月4日（金） 第1回会合

議 題：（1）公的統計品質向上のための特別検討チームの会議の運営について
（2）国土交通省からのヒアリング
（3）その他

令和4年2月16日（水） 第2回会合

議 題：（1）前回の議論を振り返って
（2）総務省及び内閣官房からのヒアリング
（3）その他

令和4年3月10日（木） 第3回会合

議 題：（1）毎月勤労統計調査問題を踏まえた対策に関する検討結果について
（2）抽出された課題と想定される対策について
（3）その他

令和4年4月14日（木） 第4回会合

議 題：（1）抽出された課題と想定される対策について
（2）総務省と国交省の報告書のフォローアップ等について
（3）点検・確認項目の柱立てについて
（4）その他

令和4年5月25日（水） 第5回会合

議 題：（1）内閣人事局からのヒアリング
（2）国土交通省からのヒアリング
（3）点検・確認事項について
（4）その他

令和4年6月14日（火） 第6回会合

議 題：（1）遅延調査票の取扱い等について
（2）点検・確認事項について
（3）その他

令和4年7月5日（火） 第7回会合

議 題：（1）総務省・統計委員会における標本設計、推計方法等の取扱い
について
（2）人材育成について
（3）統計リソースの確保について
（4）その他

令和4年7月22日（金） 第8回会合

議 題：（1）統計分析審査官について

（2）「公的統計の総合的品質向上に向けて（仮称）」（案）のとりまとめに向けて

（3）その他

令和4年8月5日（金） 第9回会合

議 題：（1）公的統計の総合的品質向上に向けて（案）について

（2）その他

○ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

検証委員会の設置、構成等

※報告書を基に国交省にて作成

<検証委員会の設置>

- ・建設工事受注動態統計調査の不適切処理に関し、令和3年12月15日、岸田総理より「統計の学者のみならず、元検事や弁護士を入れた第三者委員会を国土交通大臣の下に立ち上げ、徹底的に検証し、一ヶ月以内にまとめ、統計委員会に報告し、政府統計の信頼回復を図ること」との指示を受け、同月23日、国土交通大臣の下に設置。

<検証委員会の構成>

- ・統計学の専門家、弁護士の10名の委員及び2名の事務局長補佐
- ・事実認定や評価・検証は委員及び事務局長補佐により行われ、最終的な報告書の内容も委員会の意思決定に基づき作成・確定

<調査方法等>

- ・国交省監察部署収集の初期資料の検討、関係者に対するヒアリング、追加資料の収集。
 - ・委員会資料については、今後、同様の検証を行う際に、調査対象者からの協力を得ることが困難になると考えられ、公表する予定はなく、調査終了後、事務局長にて保管予定。
 - ・委員及び事務局長補佐は、調査終了後も含め、秘密保持を徹底。
- ※以上のように、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会）において要求される委員会の独立性・中立性を十分に確保。起案権等においても同ガイドラインの内容を踏まえた運営。

<委員・事務局長補佐>

- ◎ 寺脇 一峰（弁護士 元大阪高検検事長）
 - 舟岡 史雄（信州大学名誉教授）
 - 岸 秀光（弁護士 元名古屋地検特別捜査部長）
 - 池田 順一（弁護士 長島・大野・常松法律事務所）
 - 国友 直人（東京大学名誉教授）
 - 西郷 浩（早稲田大学政治経済学術院教授）
 - 白石 俊輔（弁護士 元東京地方検察庁検事）
 - 中城 重光（弁護士 中城・山之内法律事務所）
 - 山下 智志（統計数理研究所副所長）
 - 和田 希志子（弁護士 ふじ合同法律事務所、第一東京弁護士会副会長）
 - ・ 川崎 玉恵（東京理科大学理学部第一部特別講師）
 - ・ 和氣 礎（弁護士 桃尾・松尾・難波法律事務所）
- ◎委員長、○委員長代理、●事務局長、・事務局長補佐

<調査、審議の経過>

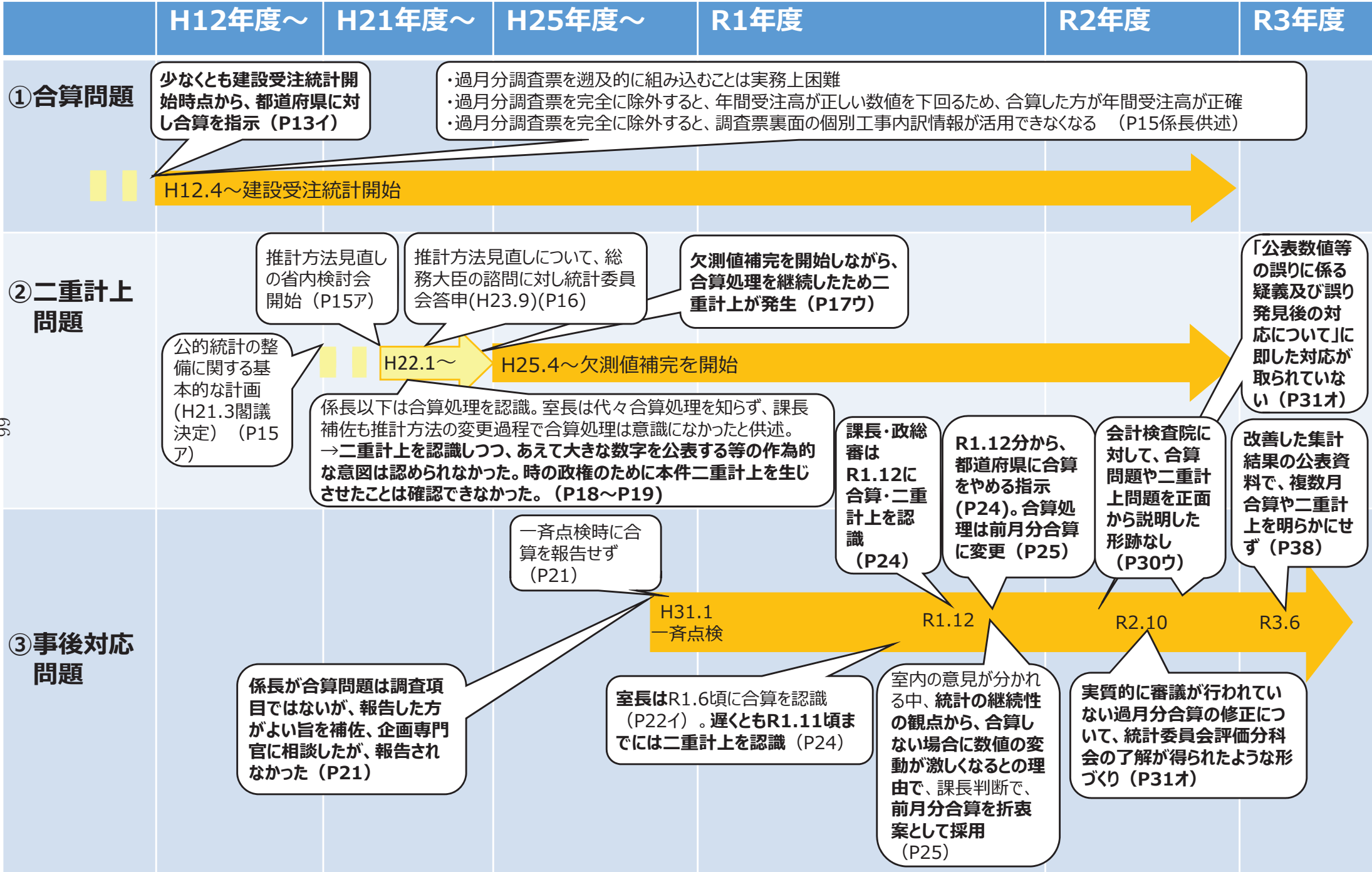
- ・全体会議等：12月23日（第1回）、28日（第2回）、1月5日（第3回）、10日（第4回）、14日（報告書提出）
- ・ヒアリング：12月24日、25日、26日、27日、28日、29日、1月4日、5日、6日、7日、10日の11日間実施。
国土交通省職員（元職員を含む）60名に延べ70回。
8都府県（埼玉、東京、愛知、京都、大阪、奈良、広島、福岡）、会計検査院、総務省、国土交通省統計グループ（2回）。

<検証委員会が決定した調査・検討対象>

- ①合算問題、②二重計上問題、③事後対応問題（一斉点検での無報告、会検への対応、総務省統計委対応等）について、
 - 1 事実関係の調査、認定(①、②、③)
 - 2 認定した事実の評価(①、②、③)
 - 3 認定した事実の原因の検証(①、②、③)
 - 4 再発防止策

検証委員会の事実認定（時系列整理）

※報告書を基に国交省にて作成



検証委員会の実事認定、評価等

※報告書を基に国交省にて作成

	第4章 事実認定関係	第5章 評価	第6章 原因論	第7章 再発防止策
1. 合算問題	<ul style="list-style-type: none"> ○H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。(P13イ) ○合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。(P15) 	<ul style="list-style-type: none"> ①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、 ②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、 <p>不適切。(P32ア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (●直接的原因 ◎間接的原因) ●人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。 ◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。 <p>(P38-39)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務過多の解消 ② 統計を統合的に理解する職員の配置
	<ul style="list-style-type: none"> ○H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、回収率の逆数を乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。(P17ウ) ○二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。(P18-19) 	<ul style="list-style-type: none"> ○過月分が本来提出されるべき月と、実際に提出された月で二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。(P36ア) ○各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもいなかったことが過大推計を引き起こした理由 (P36イ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。 ◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景。また、係長以下の業務過多。(P39-40) 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 職員の専門知識の習得 ④ 専門家との相談体制の構築
	<ul style="list-style-type: none"> ○H31.1の一斉点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。(P21) ○室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。(P23-31) ○この間R1.12分からは、政総審の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でマスキングテープを貼り合算していた。(P24-25) 	<ul style="list-style-type: none"> ○R1.12分からの前月分合算は、まずは、総務省に報告し意見を確認した上で決定すべきと思われる。 ○会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告もR2.10に合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。 ○R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。 ○一斉点検で報告しなかったのは事なかれ主義の現れ。(P37-38) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識 ◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題 ◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題 (P40-41) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

このほかに、第1章概要等、第2章建設受注統計調査、第3章統計室、第8章追補、第9章終わりに(委員長及び委員長代理より)

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）報告書 概要

【追加調査（特別監察）の対象・方法等】

- ・ **特別監察**：第1回「再発防止・検証タスクフォース」(1/28)における**国土交通大臣の指示に基づく特別監察**。
- ・ **監察対象**：検証委員会報告書の追補事項（①都道府県における合算書き換えの継続、②回収率の計算方法の誤り、③完成予定年月の書き換え）と④公文書管理。
- ・ **監察方法**：**顧問有識者3名と情報共有した上で、アドバイスを受けながら、監察方法の決定、事実認定、評価等を実施**。
通常の監察よりも**高い専門性・客観性を確保**。
- ・ **資料の取扱い**：**今後の監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする**。

＜顧問有識者＞

岸 秀光（弁護士 元名古屋地検特別捜査部長）

舟岡 史雄（信州大学名誉教授）

和田 希志子（弁護士 ふじ合同法律事務所）

※「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」委員

※「再発防止・検証タスクフォース」顧問有識者

【①都道府県における合算書き換えの継続】

＜検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要＞

R2年1月、都道府県に対し、合算書き換への処理を取りやめるよう指示していたが、一部で書き換への継続の可能性の高いものがあつた。書き換えが継続されないように統計室から都道府県に対して**明確な指示をすべきであるし、過月分混入の影響についても判明次第、これを明らかにすべきである**。

＜調査結果＞

- 68
- ①**事実認定**：R2年1月に係長が合算中止をメールと電話で指示
R2年6月に専門調査官が書き換え継続を認識し課長補佐等に連絡。室長以上に報告されず
R3年5月の全国説明会で書き換え継続がうかがわれる**質疑応答**
R3年8月に報道取材を契機に書き換え継続の可能性を**政総審まで認識**
R3年12月以降、報道を契機に調査票の精査、都道府県・調査票提出事業者に対する調査
⇒R1年12月分～R3年3月分で確認。提出調査票106,670件のうち71件(0.07%)
 - ②**評価**：結果として、**国交省の合算中止指示は徹底が不十分**。
書き換え継続の認識後は、速やかに情報共有し対応すべき。また、「**疑義及び誤り発見後の対応ルール**」(対応ルール) 制定後は、それに則った対応をすべき 等
 - ③**原因**：指示の徹底が不十分な点は、**明確に理由を伝えていない** 等
認識後の対応が速やかでない点は、**通常業務で手一杯、マネジメント不足** 等

【②回収率の計算方法の誤り】

＜検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要＞

H25年4月分からの推計方法変更の際、大手50社の数値が回収率の計算に含まれていた。誤りはR3年4月分（同年6月公表）に修正。誤りが生じた理由や誤り発見後の対応の妥当性については、**国交省において調査して公表すべきである**。

＜調査結果＞

- ①**事実認定**：H24年12月に(独)統計センターに誤った計算方法で依頼
R2年10月に会計検査院検査を受け、計算方法を精査。室長まで誤りを認識
R3年3月に同年4月からの**新推計に合わせる形で計算方法の是正を依頼**
R3年12月に報道を契機に精査する中で**政総審まで認識**
- ②**評価**：**単純ミスにより、誤った計算方法で依頼**。推計は本来よりも低く算出され誤り
誤り認識後は、**対応ルールに則り対応すべき**。また、誤りを公表すべき 等
- ③**原因**：誤りの発生は、**業務フローの全てを点検せずに推計方法見直しを実施** 等
認識後の対応は、**対応ルールの不徹底、責任追及を回避したい意識** 等

【③完成予定年月の書き換え】

＜検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要＞

調査票に記載されている完成予定年月が受注月よりも前の月になっている場合に、統計室が、**事業者に確認せずに修正する運用があつた。こうした運用が行われていた理由や運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、国交省において調査して公表すべきである**。

＜調査結果＞

- ①**事実認定**：H12年度から事業者提出の個別工事情報の活用のため、**国交省で書き換え**
H13年度から業務効率化のため、**都道府県に書き換えを指示**
H16年度から業務効率化のため、**システム変更し自動書き換え**
R2年1月に大手50社以外分、R3年8月に大手50社分について、**書き換を中止**
R4年1月に報道を契機に精査する中で**政総審まで報告**
- ②**評価**：**公表なしに行われていた点等で不適切**。工事期間の短縮は建設総合統計に影響
書き換え中止の際、**統計委等の意見を確認すべき**。また、公表すべき
- ③**原因**：書き換え開始時点は、**システム上反映させる方法がなく、ルーティン外で反映させる方法を検討すべきだが、通常業務で手一杯**。その後も人的余裕なし 等
書き換え中止の際は、**専門的知識の不足、マネジメント不足** 等

【④公文書管理】

＜調査の趣旨＞

建設工事受注動態統計調査に関する行政文書の管理状況を点検した。

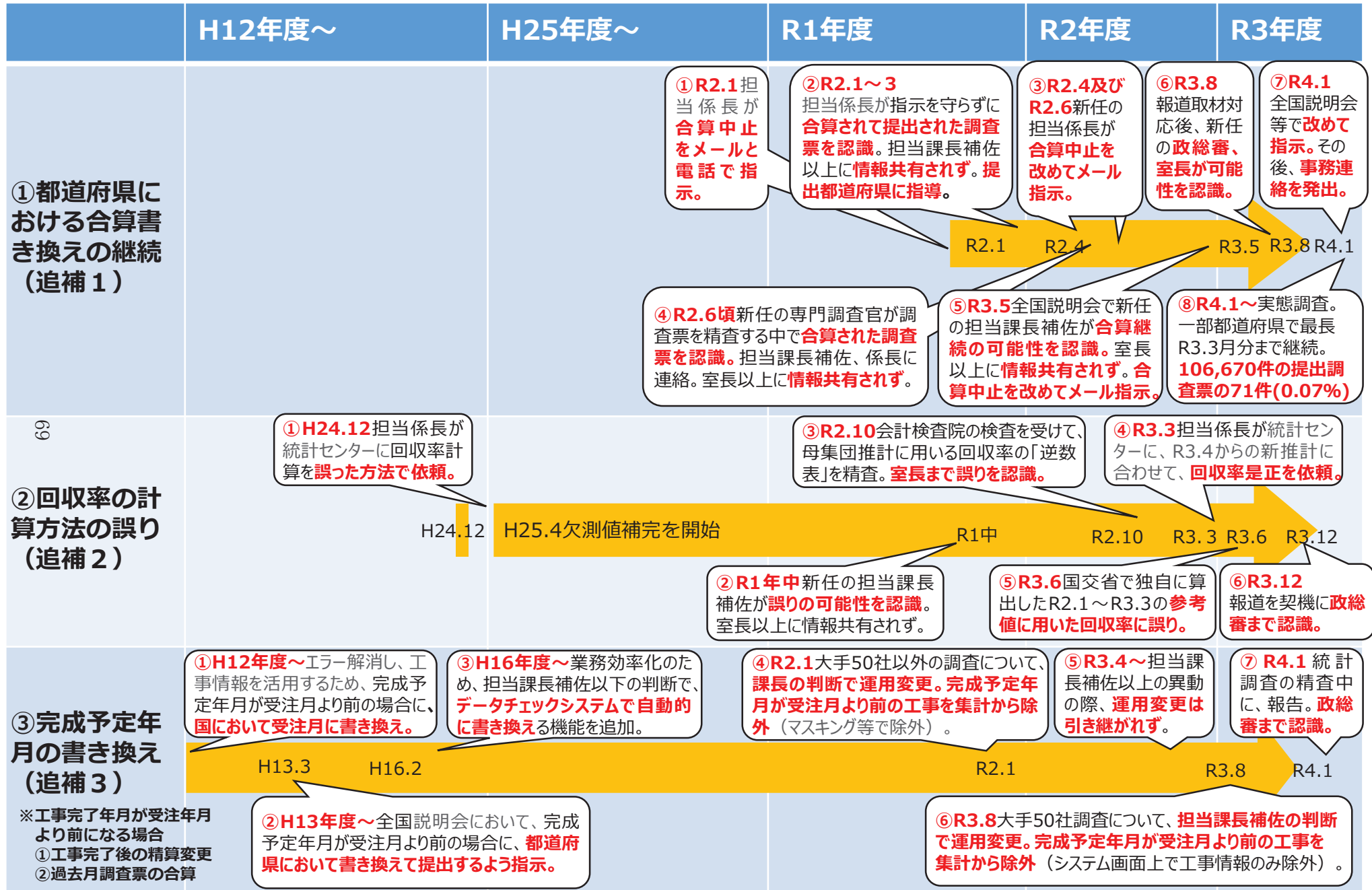
＜調査結果＞

- ①**事実認定**：**行政文書の一部に、現存する行政文書ファイルの管理簿への未登録等、公文書管理法の規定が遵守されていない事例が認められた**
調査票の一部に消しゴムで数値を消した痕跡があつた。**国土交通省で書き換えが行われていたとの供述があつた**
- ②**評価**：**公文書管理法の規定が遵守されていない状況について早急な改善が必要**
国土交通省での調査票の書き換えは、**公文書管理法の趣旨に照らし不適切**
- ③**原因**：**公文書管理に関する知識不足、通常業務で手一杯** 等

○再発防止策のとりまとめ（再発防止・検証タスクフォース）

○遡及改定検討会議の決定に基づき遡及改定

追補事項に関する時系列整理



統計委員会タスクフォース 精査結果報告書（概要）

1. 精査の対象等

建設工事受注動態統計調査をめぐる事案に関し、第三者である統計専門家の立場から、平成22年度以降の総務省の対応を精査（文書・メールの調査、OBを含む関係職員や委員への書面調査・ヒアリングを実施）

2. 事実認定と評価

構成員

◎座長、○座長代理

◎樫 広計 統計数理研究所長
○津谷 典子 慶應義塾大学教授
川崎 茂 日本大学特任教授
清原 慶子 杏林大学・ルーテル学院
大学客員教授
清水 千弘 日本大学教授

確認できた事実とそれに対する総務省の認識	総務省の対応についての評価の概要
① 推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申時（平成23年）	
期限後提出調査票の合算集計処理や調査票情報の集約・消去が議論となった跡、「二重計上」の可能性が論点になった跡は確認できず	「二重計上」を認識できる端緒なし
② 基幹統計の一斉点検の実施時（平成31年1月）	
国土交通省からの報告では、合算集計処理や調査票情報の集約・消去についての説明も、「二重計上」をうかがわせる記載も確認できず。 ← 総務省に対するヒアリングでは、点検は、毎月勤労統計と同様の問題及び各府省が気付いた問題の有無を報告し、問題が見つかったら、更に各府省に同様の問題の有無の報告を求めるものであったと主張	明らかになった問題が他の統計で生じていないかを確認するため、当該一斉点検の期間中に、各府省とやりとりを繰り返す手法を採ることに一定の合理性があると考え
③ 評価分科会における対応時等（令和2年10月前後）	
10月30日の評価分科会に国交省が提出した参考資料（分科会の宿題事項でないことから総務省は外すことを求めていた。）中に、合算集計処理に関する記述あり（調査票情報の集約・消去や「二重計上」は、なし） ← 総務省に対するヒアリングでは、事前の打合せや分科会で、合算集計処理の説明はなく、「二重計上」の認識なしと主張	資料の記載だけでは「二重計上」を認識するのは困難な面があるが、各府省の適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、 職務遂行の改善 が求められる
建設工事施工統計調査の調査計画の変更に係る10月の打合せの際に、受注動態統計調査における合算集計処理や調査票情報の集約・消去に関する説明あり（「二重計上」に関する説明は、なし） ← 総務省に対するヒアリングでは、集計方法は調査計画の記載事項ではないため、内容を確認せず、「二重計上」の問題意識も持たずと主張	説明だけでは「二重計上」を認識するのは困難な面があるが、各府省の適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、 職務遂行の改善 が求められる
④ 会計検査院の報告書に関連する国土交通省からの情報提供時（令和3年）	
総務省は、3月以降、会計検査院から検査結果の事実関係の照会を受けたが、うち、受注動態統計調査の記載について検討した跡は確認できず ← 総務省に対するヒアリングでは、政策統括官室として指摘を受ける箇所のみ検討し、それ以外の箇所は確認しなかったと主張	記載だけでは「二重計上」を認識するのは困難な面があるが、各府省の適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、 職務遂行の改善 が求められる
8月の国交省から総務省へのメールの添付資料に、「ダブルカウント」との文言があるが、国交省に対して総務省が、統計誤り発見時の対応を促した跡は確認できず（当時、「ダブルカウント」という文言に関する国交省の説明はなし） 政策統括官や統計委員会に情報が共有されず ← 総務省に対するヒアリングでは、誤り発見時対応業務を兼務している職員を含め、ほぼ全員気付かずと主張。気付いた職員も、情報提供した他の担当が対応するものと認識していたと主張	誤りを認識しつつ、公表等の対応を国土交通省に要請しなかったことは、 不適切 誤りを認識しなかった職員のうち、特に、誤り対応業務も兼務している職員が、本務に気をとられ、認識しなかったことは、 不適切 →多くの者が端緒を認識せず、認識しても政策統括官に報告をしなかった対応については、 今後の改善が強く求められる

○総務省による国土交通省からの相談対応等

上記③の時期に、総務省の職員が、国交省の相談に対し、自分の担当ではないとして他の担当を教示したが、当該他の担当の職員も自分の担当ではないとして元の担当を教示するといった、役割分担の隙間に落ちたような対応を確認
→本件のような総務省の対応は、他の府省との間でも生ずる可能性があるものであり、政策統括官室の縦割りの是正と各府省とのコミュニケーションが双方向において緊密・率直となるよう改善する継続的な努力が求められる

3. 求められる今後の対応

精査の対象とした平成22年度以降、現在までの期間を通じて、当該統計に関する総務省の対応において、統計法等に反する事実は確認できず

しかし、今後の課題として、公的統計の品質確保が全府省に共通の重要な課題として改めて浮き彫りに

特に「公表数値の誤り」が最大のリスクであるという基本認識が徹底されておらず、個別の統計における誤りの発生への警戒心や関心が薄いことが、今回の事案により顕在化。今回の精査により判明した課題を踏まえ、統計作成府省と連携して公的統計に対する信頼の回復に向けた取組に直ちに着手する必要

この経験から得られた教訓は全府省の統計の品質向上及び重大リスク事案の発生防止に役立てるべき
すでに実行の途上にある「公的統計基本計画」の様々な取組を全府省が一丸となって加速・強化すべき

【総務省において早期に具体化すべき取組】

- ①「誤り対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援
- ②各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定
- ③統計ごとに関係する情報の集約・管理・活用
- ④誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善
- ⑤研修の強化

【今後の検討課題】

- ・政策統括官室における、統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するように意識改革と、それを確実に業務に繋げる仕組みの改革の実現
- ・総務省における、統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化
- ・政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上 等

←今後、統計委員会の精査を通じて検討・充実

国交省報告書の確認、統計委員会TF報告書の再確認、及び追加すべき対策の確認について

国交省報告書の確認、統計委員会TF報告書や資料の再確認を事務局で行い、得られた再確認結果および議論に至っていない対策等については以下のとおり

72

- ① 統計委員会に提出された資料を再確認のうえで、国交省報告と総務省報告書に相反する記述や事実関係の相異は確認されなかった。
- ② 国交省の報告書には、遅延調査票の取り扱いや事後的な検証に必要な情報の保存、統計リソースの確保についても言及されている。

国土交通省報告書及び統計委員会 TF 報告書の確認状況

国土交通省報告書の項目	統計委員会 TF 報告書の関連項目	確認結果・補足等
<p>P13～15 第4章 本件各問題について 1 平成12年から平成20年まで ア 調査票の提出の実情 イ 都道府県に対する合算の指示 ウ 本件統計室での合算処理</p>		<p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p>
<p>P15～19 2 平成21年～平成25年4月（欠測値見直し作業） ア 推計方法の見直しについて イ 全国説明会での説明 ウ 推計方法の変更と都道府県に対する本件合算処理の合算指示の矛盾と関係者の認識</p>	<p>P12～13 第2 精査の結果 1 平成23年推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がない箇所については、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○統計委員会TFにおける精査の対象となっていなかった統計センターに対して追加的に確認したところ、統計センターにおいても過月分を合算する集計方法について国土交通省から説明された痕跡は認められなかった。</p>
<p>P19～P20 3 平成25年4月～平成30年（欠測値見直し後の二重計上） ア（欠測値補完措置の開始） イ（合算処理に関する室内のやりとり）</p>	<p><参考> P13～18 2 平成27年1月 受注動態統計調査の計画変更 5 平成29年3月～30年3月横断的課題部会における対応 6 令和2年10月前後評価分科会における対応</p>	<p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○国土交通省報告書の記述を踏まえ、左列に掲げた統計委員会TF報告書の記述に係る時期（国土交通省報告書に関連する記述なし。）における国土交通省と総務省のやりとりを確認したところ、国土交通省の室長以下の者とのメール連絡のやり取りが確認されたが、合算処理についての発言は確認できなかった。</p>
<p>P20～22 4 平成31年1月（一斉点検）～同年3月（点検検証部会における基幹統計調査の予備審査） ア 一斉点検について イ 点検検証部会における基幹統計調査の予備審査について</p>	<p>P14～17 3 平成31年1月基幹統計の一斉点検の実施 4 平成31年1月～令和元年9月一斉点検結果を踏まえた点検検証部会における検証の実施</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がない箇所については、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p>
<p>P22～23 5 平成31年4月～令和元年11月（全国説明会資料の書き換え指示削除等） ア 令和元年5月の全国説明会前後 イ 令和元年6月頃 ウ 令和元年9月～11月前半頃</p>	<p>P16～17 4 平成31年1月～令和元年9月一斉点検結果を踏まえた点検検証部会における検証の実施</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がない箇所については、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○国土交通省報告書の記述を踏まえ、本時期における総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、合算処理について連絡している資料は確認されなかった。</p>
<p>P23～29 6 令和元年11月～令和2年7月（本件調査票の直接本省送付指示、前月だけの合算の経緯、会計検査院対応） ア 令和元年11月15日～同年末まで イ 令和2年1月6日～同月下旬頃 ウ 令和2年1月末頃～同3月 エ 令和2年4月～7月</p>		<p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○会計検査院の指摘への対応については、統計技術の観点からの精査が必要となることから、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議の報告書も踏まえ、確認をおこなったが、新たに矛盾などは確認できなかった。</p>
<p>P29～31 7 令和2年8月～令和3年4月（総務省への報告、令和2年10月第8回評価分科会への説明、令和3年4月の合算措置廃止） ア 令和2年10月の第8回評価分科会への説明 イ 第8回評価分科会に先立つ総務省とのやりとり ウ 会計検査院からの問い合わせに対する対応 エ 令和3年4月の合算措置廃止 オ 一連の経緯の評価</p>	<p>P18～21 6 令和2年10月前後評価分科会における対応 7 令和2年10月前後 国土交通省における調査計画変更の検討</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。特に、統計委員会TF報告書に具体の記述がなかった2段階公表の相談について、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、2段階公表に該当する資料は確認されなかった。</p> <p>○国土交通省報告書の記述を踏まえ、当時の総務省の担当者に再度確認したが、当時、国土交通省が、 ①「建設工事施工統計調査の欠測値の補完の見直しに乗じて、本件合算処理を評価分科会に参考資料として提出して報告したこととし、同部会において審議を経たとの説明ができるようにしよう」としていたとの疑い、 ②「実質的に審議が行われていない過月分合算の修正についても、審議が行われて、評価分科会からの了解が得られたもののような形作りをした上で、当月分のみを計上する方法に修正をした」との疑いを抱いていた者は確認できなかった。</p>
<p>P31～32 8 令和3年4月～現在（合算措置の廃止、会計検査院の指摘）</p>	<p>P18～28 6 令和2年10月前後評価分科会における対応 8 令和3年国土交通省における調査計画変更の検討 9 令和3年3月～8月 会計検査院からの意見照会への対応 10 令和3年8月 会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○令和3年6月の公表の際に、二重計上等を公表しなかったことについて国土交通省に確認したが、その理由について明確に記載された資料等は見つからず把握できていないとの説明であった。</p>
<p>P43～45 第8章 追補 1 令和元年12月分以降の本件調査票についても、一部の都道府県で書き換えが継続されていた可能性があること 2 平成25年4月分から令和3年3月分までの建設受注統計調査において用いられていた回収率の計算方法に誤りがあった点 3 完成予定年月の書き換えについて 4 本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査の遡及改定</p>	<p>P12 第2 精査の結果 脚注1</p>	<p>○統計委員会TFにおける精査の対象となっていなかったため、本特別検討チームにおいて精査を行った。</p> <p>○これまで、 ・総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したところ、令和3年8月に、国土交通省が、令和元年12月分以降の一部の都道府県での書き換の継続を認識していた可能性があること（1関係）が確認されたほか、 ・国土交通省から、プログラムの変更の際には、担当係内で作成した依頼書（事務連絡）を統計センターへ発出していること、統計センターでは、プログラムそのものの誤りについて確認を行っていること、統計作成プロセスに係る資料は、担当者の引継ぎ資料として作成され、統計センターと共有していないこと、集計結果のチェックや結果数値の妥当性の分析的な審査は、国土交通省で行っていること（2関係）について、説明があった。 ところであり、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別観察）報告書」（令和4年5月 国土交通省大臣官房（監察担当）も踏まえ、確認を行ったが、新たに矛盾は確認できなかった。</p>

国土交通省報告書及び統計委員会 TF 報告書の確認状況

各問題	国土交通省報告書の項目	統計委員会 TF 報告書の関連項目	確認結果・補足等
合算措置	第5章 本件各問題についての評価 第1 過月分調査票の統計処理に関する統計上の問題点	P 32～34 1 月遅れで提出された調査票（過月分調査票）の受注額を当月の受注額として合算して集計したことについて ア 本委員会の結論 イ 国民の利用の観点からの不適切さ 2 本件調査票の書き換えが有用な情報の活用を阻害したことについて	P 34 第3 評価と求められる今後の対応 I 評価 1 政策統括官室における受注動態統計調査の問題についての認識や対応について (2) 期限後提出調査票の合算集計処理のため調査票情報の集約・消去が行われていたことへの認識や対応について
	第6章 本件各問題の原因論 第1 本件合算問題の原因	P 38～39 1 直接的な原因 2 間接的な原因	
二重計上	第5章 本件各問題についての評価 第2 推計方法の見直しにおける統計的な問題点	P 34～37 1 建設受注統計調査において推計方法を見直したことに伴う本件二重計上の発生について ア 建設受注統計調査における推計方法見直しの経過（詳論） (ア) 建設受注統計調査における回収率の継続的な低下とその影響 (イ) 建設受注統計調査における欠測の影響の調整 2 推計方法の見直しによって問題が生じた理由 ア 欠測の影響が調整される場合に合算集計が過大推計を引き起こす理由 イ 推計方法の変更によって過大推計が発生することが未然に発見されなかった理由	P 29～34 第3 評価と求められる今後の対応 I 評価 1 政策統括官室における受注動態統計調査の問題についての認識や対応について (1) いわゆる「二重計上」が発生していたことへの認識や対応について ① 国土交通省から連絡があった令和3年8月より前の時期について ② 「第2 10」の時期（令和3年8月 会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応）について
	第6章 本件各問題の原因論 第2 本件二重計上問題の原因	P 39～40 1 直接的な原因 2 間接的な原因	
問題発覚後の対応	第5章 本件各問題についての評価 第3 問題発覚後の国交省内部における対応上の問題点	P 37～39 (問題発覚後の対応の評価)	P 34～37 第3 評価と求められる今後の対応 I 評価 2 一斉点検について 3 政策統括官室における国土交通省からの相談への対応等について
	第6章 本件各問題の原因論 第3 事後対応問題の原因	P 40～41 1 直接的な原因 2 間接的な原因 ① 短任期と業務過多 ② 問題の発覚が現職職員の不利益になる構造	

国土交通省報告書及び統計委員会 TF 報告書の確認状況

	国土交通省報告書の項目	統計委員会 TF 報告書の関連項目	確認結果・補足等
第7章 再発防止策 (提言)	P 41～43 ① 業務過多の解消 ② 統計を統合的に理解する職員の配置 ③ 職員の専門知識の習得 ④ 専門家との相談体制の構築 ⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成	P 38～42 第3 評価と求められる今後の対応 II 求められる今後の対応 1 評価結果から判明した課題 2 早期に具体化すべき取組 ① 「対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援 ② 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定 ③ 個別統計に関する情報の集約・管理・活用 ④ 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善 ⑤ 研修の充実 3 今後の検討課題 ① 統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現 ② 見える化状況検査の再開とその活用 ③ 統計作成プロセス診断の有効性の強化 ④ 既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化	○統計委員会 TF 報告書に掲げられた「求められる今後の対応」の対応状況は、本特別検討チームで検討している対策で概ね網羅されていると整理

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（概要）

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

令和元年9月30日
統計委員会

1. 統計作成プロセスの適正化

① PDCAサイクルによるガバナンスの確立

- ・各省は、調査実施後に統計幹事の下で調査計画の履行状況、利活用状況等を点検・評価
→ 結果を踏まえ、マニュアルや調査計画の改善、利活用が低調な調査の廃止等の措置
- ※総務省（統計委員会）は、点検・評価結果を確認して改善を要求。計画承認審査は重点化

② 統計作成プロセスの適正化

- ・ICTの活用により誤りが発生しにくい業務プロセスへの見直し（オンラインによる調査、業務処理、エラーチェック等）
- ・調査担当から独立した分析的審査担当官を配置（調査結果の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、誤りの原因分析・再発防止の検討状況の管理）。統計委員会と協力連携して活動
- ・調査現場の業務履行状況を国が直接確認する取組（コンプライアンスチェック等）の推進

③ 情報開示による外部検証可能性の確保

- ・調査計画をインターネットに掲載。標本抽出、復元推計の方法等を参考情報として記載
- ・統計の利活用拡大（調査票情報の2次利用促進、利用しやすいデータ形式による提供等）

2. 誤り発生への対応

① 結果数値に関する外部からの疑義照会や、誤り発見時の対応ルールの策定（報告様式、原因分析、再発防止策の検討、速やかな訂正）

② 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

- ・EBPM委員会を通じ各統計の利活用状況を把握。誤り発見や調査変更時の連絡ルール策定

③ 数値誤り発見時に再集計できるよう、データ保存ルールを整備し適正な運用を担保

3. 調査実施基盤の整備

① 各省の体制の確保

- ・PDCA、分析的審査体制の速やかな整備。社会経済情勢の反映、ICTや行政記録情報の活用等を担う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の相談・支援窓口を整備。統計業務経験者の配置、研修等による人材の計画的育成。都道府県の統計専任職員の確保

② 情報システムの適正化

- ・毎月勤労統計等のシステムは、改修が容易なシステムへの計画的な移行を早急に検討

③ 統計の専門機関（統計局、統計研究研修所、統計センター）による各省支援（相談・支援窓口の設置、各省への人材派遣、研修生の受入れ、共同調査、受託調査等）

※第一部は、6月の建議に、状況変化に応じた加筆訂正を行ったもの

第二部 重点審議結果（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等について）

重点審議について

- ・本年6月の再発防止策の内容を踏まえ、課題の重要性や発生頻度等を勘案して選定した個別テーマについて、再発防止や品質改善に向けた留意点等を得るとの観点から、掘り下げた審議を実施

重点審議結果

① 毎月勤労統計調査

- ・厚生労働省における事案の重大性再認識、再発防止徹底
- ・利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保
- ・業務の可視化と実効あるガバナンスの確立
- ・「ブラックボックス化」した業務システムからの脱却
- ・結果の推計・復元に必要な各種データ等の永年保存化
- ・業務高度化に対応できる統計人材の計画的な確保・育成

② 最低賃金に関する実態調査

- ・省内の政策部局と統計部局との緊密な連携・相談の実施
- ・長らく変更されていなかった調査設計等について、統計技術的観点からの検証、見直し
- ・これまで開示されていなかった基本情報について、ホームページなどでの公開

③ 労務費率調査

- ・復元推計をしていなかった集計表を利活用実態に基づき廃止、調査事項削減

④ 学校基本調査（システム変更の柔軟性）

- ・軽微な調査事項変更であっても変更が容易ではない現行システムを改め、民間事業者の作業を理解・管理し得る職員の継続配置を含め、柔軟な調査項目の変更が可能な体制を実現

⑤ プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止

- ・民間事業者によるプログラムミス防止のため、仕様書や指示書等による作業内容の明確化・具体化、プログラムテスト等による業務履行状況の確実なチェック等を推進

建設工事受注動態統計調査の問題の発生と

毎月勤労統計調査の不適切事案を受けた政府の取組との関係について

	建設工事受注動態統計調査に関する国土交通省の主な動き	毎勤の不適切事案を受けた政府の取組	特別検討チームの見解 (◎：見解のサマリー、・：対応の方向性、=>：既存の取組との関係)
平成12年	少なくとも建設工事受注動態統計調査(以下、「受注動態統計」)の開始時点から、都道府県に対し合算を指示		◎「合算処理」はあくまでも便宜的・変則的な処理。 ・月別データを適切に処理できるよう、業務プロセスとシステムの見直しを行うべき。
平成22年	3月 推計方法見直しの省内検討会において、抽出率の逆数に加え、抽出層別の回収率の逆数を乗じる「補完処理」の優位性を結論付け	※ この時期は、毎勤問題を踏まえた「取組」の実施以前である。	=>各府省によるPDCAサイクルの実施、「統計作成ガイドブック」の整備等統計作成の相談・支援体制、「統計作成プロセス診断」の充実
平成23年	7月 建設工事施工統計調査(以下、「施工統計」)の抽出方法の変更について総務大臣に変更申請。この際、添付資料に受注統計における「補完処理」の必要性を記載。総務大臣から統計委員会への諮問において、施工統計の抽出方法の変更とあわせて受注統計の「補完処理」の実施も含める。 9月 統計委員会の答申の中で、統計精度の改善を図るための変更であり、「補完処理」は適当であるとされた。	右の「見解」では、仮に「取組」が実施されていた場合、その中のどの対応が有効か、対応にどのような改善の可能性があるか等の観点から見解を整理した。	◎「補完処理」単体では問題ないが、「合算処理」との併用により「二重計上」問題が発生。 ・推計方式など主要な変更を行う際には業務プロセスの他の部分との関連性や整合性を検証すべき。 ・業務プロセスの全体像及び詳細手順を記述したマニュアルの整備が必要。 =>各府省によるPDCAサイクルの実施、「統計作成プロセス診断」、「統計作成ガイドブック」の充実
平成25年	4月 「補完処理」を開始		◎「合算処理」は国交省での変則的な内部処理であり、総務省・統計委員会での存在の把握は困難。 =>総務省への変更申請、統計委員会諮問答申のあり方について要検討
平成31年	平成31年1月 毎勤統計の不適切処理の発覚、「一斉点検」、点検・検証等の対応を開始		
令和元年	1月 「一斉点検」において担当者は「合算処理」について、報告した方が良いと考えて上司に相談したが、上司が消極的な立場であったため、報告されなかった。 6月頃 担当課長補佐からの報告により、室長は合算を認識、遅くとも、11月頃までには二重計上を認識。 (令和元年12月末に幹部も「合算処理」及び「二重計上」の問題の存在を認識。)	1月 毎勤問題への緊急対応として、類似した問題の発生の可能性はないかとの観点から全府省に「一斉点検」を実施 7月 統計委員会第一次建議(6月)を踏まえ、緊急対応として各府省に統計分析審査官を配置 (9月～12月 統計改革推進会議に統計行政新生部会を設置。12月に報告書「統計行政の新生に向けて」を取りまとめ、政府を挙げた総合的対策を提案。)	◎「一斉点検」は調査計画との乖離、復元推計等に着眼した緊急の重点化した取組であり、「二重計上」を発見することは困難。ただし、国交省内部に「合算処理」の問題に関して相談が行われたことは、「一斉点検」の派生的な効果とみなしうる。 ◎統計分析審査官の知識・力量に差異があり、統計技術上の課題・疑問等への的確な対応に府省間で差。 ・統計分析審査官への研修・指導の充実が必要 =>「データアナリスト等の研修」の普及・徹底 ・統計技術上の課題・疑問に迅速・的確に答えられる体制が必要 =>「統計相談体制」の取組の強化、さらなる周知・普及 ◎「二重計上」問題に対して適切な是正・対策が講じられていない。 ・問題発生時における適切な対応が必要 =>組織全体で行動規範の周知徹底

令和 2年		<p>3月～5月 第Ⅲ期公的統計基本計画の変更について、統計委員会に諮問・答申</p> <p>6月 公的統計基本計画の変更について閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDC Aサイクルの確立 ・統計リソースの確保 ・統計の重要度に応じた管理 	
令和2年6月 毎勤不適切処理に係る再発防止策の正式決定、本格的な取組の開始			
	<p>10月 統計委員会評価分科会に施工統計の見直しを報告。(会議資料に受注動態統計の遅延調査票の取扱に関する記述があったが、会議の議題ではなく、席上で説明なし。)</p>	<p>6月 「誤り発生時の対応ルール」のひな型を全府省に提示</p> <p>7月 PDC Aサイクルの確立に向けた「点検・評価ガイドライン」を決定(10月施行)</p> <p>9月 「データアナリスト研修」開始(令和2年度は試行、3年度から本格実施)</p> <p>11月 「統計作成プロセス診断」の導入に向けた検討を開始。統計作成プロセス部会の下にタスクフォース設置。(令和3年10月から試行開始)</p>	<p>◎技術的課題を検討する仕組み・体制の機能・活用が不十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的課題等について相談しやすい体制の整備・周知が必要。 ・統計委員会の部会における審議テーマの整理が必要。 <p>=>(再掲)「統計相談体制」の取組の強化、さらなる周知・普及</p> <p>=>(再掲)総務省への変更申請、統計委員会諮問答申のあり方について要検討</p>
令和 3年	<p>6月 令和3年4月分より「合算処理」、「二重計上」の取りやめ。新方式の推計結果を公表。(令和2年1月～令和3年3月分について遡及再計算を実施)</p>		<p>◎問題発生後の是正策の対応について、適切な対応がとられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誤り発生時の対応ルール」等の周知徹底が必要 <p>=>幹部研修等を通じた対応ルールの徹底、職場風土の改善</p>

令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税込納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書

右は本院において別紙のとおり議決した。
よってここに通知する。

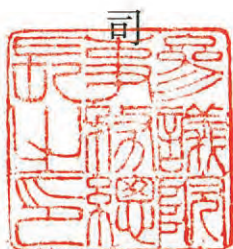
令和四年六月十五日

参議院議長 山東昭子



内閣総理大臣 岸田文雄 殿

参議院事務総長 岡村隆司



参議院

令和二年度決算 議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり 告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、所定の期限後に提出された過去分の調査票が同省の指示により書き換えられたことなどにより、平成二十五年四月以降の一部の受注高が二重に計上されていた事態が明らかとなり、また、三十一年一月に実施された政府統計の一斉点検では事態の発見に至らず、政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたことは、極めて遺憾である。

政府は、毎月勤労統計調査の不適切事案の発生以降、再発防止策を進める中で、統計制度の根幹を揺るがす事態が再び発生し、その発見及び対応が遅れたことを重く受け止め、建設工事受注動態統計調査の不適切事案が、GDPなど他の統計等に与えた影響を究明し、同統計調査が適正に適及改定されるよう必要な対策を講じるとともに、政府統計全体に対する信頼を確保するため、不適切事案の徹底した検証と再発防止のほか、全ての基幹統計及び一般統計を対象とした政府統計の改善施策に取り組み、必要

に応じて人員を増やすなど統計行政体制の強化を図るべきである。

2 新型 コロナウイルス感染症拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するための布製マスク配布事業によって生じた大量の在庫について、有効活用されないまま九億円を超える保管費用が発生していることに加え、実際の在庫枚数が計算上の在庫枚数よりも約五十三万枚少ないことが判明したにもかかわらず、必要な記録が残されておらず原因究明ができないことは、遺憾である。

政府は、布製マスク配布事業における不適切な在庫管理により在庫枚数の差異が発生し、国に損失を与えた可能性が否定できない事態を生じさせたにもかかわらず、国会からの指摘があるまで明らかにしなかったことを真摯に反省し、緊急的に実施する事業であっても必要な記録を残すことを含め作業の進捗管理を徹底すべきである。

3 新型 コロナウイルス感染症拡大に伴い多くの事業者が苦しい経済状況にある中で、経済産業省の職員二名が、虚偽の申請書類により持続化給付金四百万円及び家賃支援給付金約一千五十万円を不正に受給する詐欺行為を行い、懲戒免職処分とされた上、有罪判決を下されたことは、極めて遺憾である。

政府は、経済産業省職員が所管の制度を悪用したことは、給付金制度や不正受給対策を実施する同省

に対する信用を失墜させ、国家公務員に対する国民の信頼を損なう事態であることを重く け止め、二度と同様の事態が生じないように再発防止に万全を期すとともに、職員一人一人が服務規律を遵守し、高い倫理観を持って業務に取り組むよう組織風土を改善し、信頼回復を図るべきである。

4 国土交通省の建築工事費調査について、令和三年一月から従来の都道府県経由ではなく同省が直接実施する方法に変更したことに伴い、調査票の配布が計画より大幅に遅れていることが明らかとなり、また、建設工事 注動態統計調査に係る不適切処理問題を け、組織内の情報共有等の課題が指摘されている中で、同省において一年以上この事態が改善されなかったことは、遺憾である。

政府は、公的統計の信頼回復が急務となっている中、不適切な事態が繰り返されていることを重く け止め、国土交通省において早急に業務体制を立て直し、自ら原因究明及び組織体質の抜本的な改善を図るなど実効性のある再発防止策を講じるべきである。

5 飛行中の航空機に地上からの距離等の情報を電波によって与えるタカン装置について、海上自衛隊が管理する硫黄島飛行場の既設装置を新設装置へ換装する計画に係る検討が不十分で、既設装置等が障害物となり、令和元年九月の初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定され、二年以上運用

できない状況となっていたことは、遺憾である。

政府は、新設タカン装置等が既設装置等を 去しなければ所期の計画どおり運用できない事態となつたことを重く受け止め、装置の換装計画はもとより、他の機材についても今般の事態を教訓として問題点の共有及び教育を徹底し、十分な検討を行った上で計画が立案されるよう再発防止に万全を期すべきである。

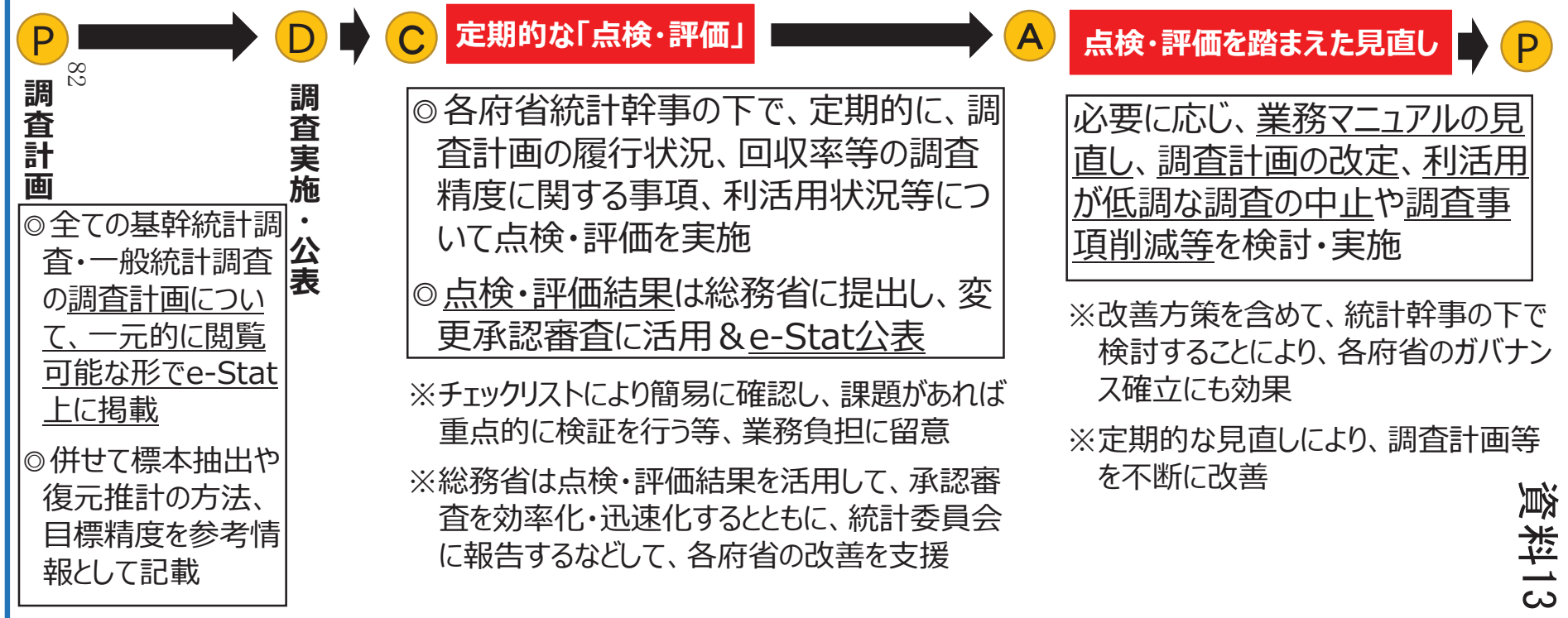
6 航空自衛隊のT4中等練習機等で使用するため既存の救命無線機の後継機として調達した新無線機について、調達要求事項の検討が不十分で、着水後正常に機能しない可能性があり、また、寸法が既存の無線機より大きく適切に収納できず、平成二十九、三十兩年度に調達した五百十五個のうち四百九十六個が運用に支障が生じるおそれがあるとして、使用されていないことは、遺憾である。

政府は、搭乗員の生命・安全を守るための重要な装備品である救命無線機について、収納方法を十分に理解、確認せずに二か年度調達し、大多数が使用できない状況となっていることを重く受け止め、収納方法を改善した上で早期に使用するとともに、装備品の調達に関する確認体制を強化するなど再発防止に徹底的に取り組むべきである。

PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン

〔令和2年7月30日〕
統計行政推進会議申合せ

1. 目的

- 「PDCAサイクル」とは、統計作成プロセスにおいて基本的な枠組を定める調査計画※（＝P）を基に、調査の実施状況や集計結果等（＝D）を踏まえて、調査計画の妥当性を中心として各府省が自ら点検・評価（＝C）を行い、見いだされた課題や改善すべき点について、重点的な検証を行うなどにより、調査計画の改善等の措置（＝A）を検討・具体化する一連の過程を指す取組・概念である。
- 本ガイドラインは、各府省におけるPDCAサイクルの確立を通じ、調査計画を中心とする統計作成プロセスの不断の改善・透明化等を推進し、統計の品質確保を図るための標準的な指針として策定するものである。
- また、本ガイドラインによる取組結果は、統計調査の承認審査の簡素化・迅速化にも活用するものとする。
- なお、本ガイドラインは、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日統計企画会議申合せ）及び各府省の所管する統計調査の特性等を踏まえ、各府省が既に行っている、又は今後行う予定の効果的な取組を妨げるものではない。

※ 「調査計画」とは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第2項及び第19条第2項に規定する申請書に記載され、総務大臣の承認を受けたものをいう（法第21条第1項ただし書の規定に基づき軽微な変更をしたものを含む。）。

2. 背景

- 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会。以下「再発防止策」という。）においては、①各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化すること、②点検・評価を踏まえ、必要に応じて業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講じること、③点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表すること、④点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きい

くならないよう留意することなどが求められている。

- また、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会。以下「総合的対策」という。)においても、再発防止策に基づき、統計を作成する場合には、調査計画について事前の専門的検討と事後の検証を行い、不断に統計作成プロセスを改善し、PDCAサイクルを確立するよう求められている。
- 再発防止策や総合的対策を踏まえて変更された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)においては、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する(PDCAサイクル)などして、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させると規定されたところであり、その実現に向け、政府全体で取り組んでいくことが必要となっている。
- このため、各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管する統計調査について、不断の改善を通じた品質の確保に取り組むものとする。

3. 適用範囲

- 本ガイドラインを適用する統計調査の範囲は、上記1.の目的に鑑み、基幹統計調査及び一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査は除く。

4. 点検・評価の実施方法等

(1) 基本的な実施手順

- ① 点検・評価の観点に沿ったチェックリストを用いて、現状及び対応状況等を簡潔にチェックし、課題や改善すべき点を把握する端緒とする。
- ② 把握した課題や改善すべき点については、重点的な検証を行うなどにより、調査計画の改定等の措置を検討し、当該課題等への対応に反映するとともに、当該検討結果を変更承認申請の負担軽減等に活用する。
- ③ 点検・評価の取組状況については、標準的なチェックリスト様式に沿って、分かりやすく端的な形で公表することとし、調査計画と併せて、インターネット上で一元的な閲覧を可能とする。

(2) 点検・評価の観点

- 本ガイドラインに基づく点検・評価は、以下の観点に沿って行うこと

を基本とする。なお、各府省において独自の観点を付加することも妨げない。

- ① 調査計画との整合性確保等の観点
 - i) 調査計画との整合性（不整合が生じている場合の対応を含む）
 - ii)（上記 i）以外の）調査計画改善の必要性
- ② 必要な精度の確保・向上の観点
- ③ その他の観点

（３）標準的なチェックリスト

- 各府省は、本ガイドラインの別紙に掲げる標準的なチェックリスト（簡易な点検・評価の様式）を基本として、必要に応じて項目の追加等を行い、自府省のチェックリストを決定する。

（４）調査の特性に応じた留意点

- 総合的対策を踏まえ、点検・評価の適用範囲とする一般統計調査を、特定一般統計調査と、その他の一般統計調査に区分した上で、後者については、（２）で述べた点検・評価の観点のうち②を簡素化することや、点検・評価の実施頻度を低くする（後述（６））ことも妨げない。
- 共管調査については、①主たる所管府省が当該統計調査全体の点検・評価を行う、②共管府省間で分担して点検・評価を行う、③主たる所管府省から共管先に合議等を行う、等のいずれを採るのかなど、取扱いについて、共管府省間で事前に整理する。

（５）点検・評価の実施体制

- 各府省における点検・評価の実施方法や個別の点検・評価結果の決定は、統計幹事の上を以て得て行うものとする。
- 各府省において、府省内で点検・評価の取りまとめや管理・調整に当たる課室等（以下「P D C A担当課室」という。）と、各統計調査を担当・所管する課室等（以下「調査担当課室」という。）との連携※を含め、リソースや所管統計調査の特性等に応じた適切な実施体制を構築する。

※ P D C A担当課室と調査担当課室が共同してチェックする、調査担当課室の実施した点検・評価結果をP D C A担当課室が二次的にチェックするなどが考えられる。

- また、点検・評価に当たっては、各府省における業務実態に応じ、結果精度の水準や審査方法等のチェックを担う分析審査官の機能の活用に留意する。

(6) 点検・評価の計画的な実施

- 各府省は、点検・評価関連業務の平準化を図るとともに、漏れや重複を防ぐため、本ガイドラインの適用範囲となる全ての所管統計調査を対象として、総務省と調整の上で、点検・評価の実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることにより、計画的に点検・評価を実施する。
- 実施計画の計画期間は、所管する統計調査の数やその特性に応じて設定する。
- 実施計画は、少なくとも年1回（年度当初）更新するほか、所管する統計調査の調査計画変更に伴い点検・評価実施時期の変更が必要となった場合等、随時、見直すものとする。
- 実施計画においては、以下の点に留意する。
 - ・ 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び2年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に点検・評価を実施することを基本とする。

上記の調査のうち、その他の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で5年ごととするなど）ことができる。
 - ・ 3年以上の周期の調査については、当該周期の都度（3年周期であれば3年に1度）、点検・評価を実施することを基本とする。
 - ・ 点検・評価は、統計調査の企画から公表に至るまでの一連の過程を対象とするものであることから、調査結果の確報公表後に実施することを原則とする。ただし、現行調査で実施済の範囲と、前回調査の実施状況に基づいて点検・評価を行うこともできる。
 - ・ 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とする。また、一般統計調査における総務省の承認を要さない軽微な変更を行う場合においても、報告者負担抑制、結果の利活用又は精度確保等に密接に関連する場合には、点検・評価を実施する。ただし、変更前の実施が困難な場合には、変更後の調査計画に基づく調査を実施した後に、点検・評価を実施し、変更効果等の事後確認に活用する。
 - ・ 複数の調査（又は調査票）から構成される統計調査については、実施計画を策定する際、点検・評価を一括して実施するか、又は複数回・複数年度にわたって実施するかを決定する。

5. 統計作成プロセスの透明化等

- 総務省は、各府省の協力を得て、政府統計ポータルサイト（以下「e-Stat」という。）において、調査計画を一元的に掲載し、閲覧できるサイトを整備する。その際、法第21条第1項ただし書の規定に基づく一般統計調査の軽微な変更に関する情報を合わせて掲載し、最新の状態の調査計画の情報を提供する。また、再発防止策において調査計画に参考情報として記載することとされた情報についても、併せて掲載する。
- 総務省は、統計調査に対する信頼確保の観点から、各府省から提出を受けた4.(3)の標準的なチェックリストについて、調査計画と併せて閲覧できるようe-Statに掲載する。

6. 本ガイドラインの見直し

- 本ガイドラインについては、施行から1年後を目途に見直しを行う。その後も、統計企画会議の下に設置したワーキンググループにおいて、各府省における取組状況等の情報共有を図りつつ、不断に見直しを行う。

7. その他

- 総務省は、本ガイドラインに基づく点検・評価結果を、法第9条、第11条、第19条及び第21条の承認審査（基幹統計調査の場合、統計委員会における諮問審議を含む。）や、法第55条の施行状況報告審議などに活用して、関連する承認審査業務等を効率化するとともに、各府省の事務負担を軽減する。
- また、総務省は、本ガイドラインに基づく各府省の取組状況を定期的に統計委員会において報告し、その審議結果を本ガイドラインに基づく各府省の取組への助言・支援や本ガイドラインの見直し等に活用する。

附則

本ガイドラインは、令和2年10月1日から施行する。

標準的なチェックリスト

政府統計コード	
基幹・一般の別(選択記入)	
調査の名称	
政府内における調査結果の利活用状況 ※該当するものを選択(複数選択可)	重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用
	国が給付する手当や給付金の算定根拠として利用
	月例経済報告に利用
	基幹統計の作成に利用
	基幹統計以外の重要な統計の作成に利用
	その他
特記事項	

点検・評価項目	点検・評価事項等	調査計画との整合性		不整合が生じている場合の対応状況			
		整合／不整合 (選択記入)	「整合／不整合」欄が「不整合あり」の場合、 その概要(選択・自由記入)		対応方法 (選択記入)	対応状況 (選択記入)	左記対応の概要(自由記入)
I 調査計画との整合性確保等の観点	1 調査の目的		結果の利活用実態 (特記事項)	その他 ()			
	2 調査対象の範囲※		調査対象地域 その他 () (特記事項)	調査対象産業			
	3 報告を求める個人又は法人その他の団体(報告者)の数等※		母集団情報 全数層・抽出層の設定 その他 () (特記事項)	抽出方法・抽出基準 対象数の算定			
	4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間※		調査票 調査期日・期間 (特記事項)	調査事項 その他 ()			
	5 報告を求めるために用いる方法※		調査方法 民間委託の範囲 (特記事項)	調査系統・組織 その他 ()			
	6 報告を求める期間※		調査実施期間(始期・終期) 調査の周期 (特記事項)	調査票の提出期限 その他 ()			
	7 集計事項※		未集計 復元推計 (特記事項)	未公表 その他 ()			
	8 調査結果の公表の方法及び期日※		公表実施時期 e-statの掲載 その他 () (特記事項)	公表媒体 閲覧表			
	9 使用する統計基準		独自基準の採用 その他 () (特記事項)	独自基準の説明			
	10 調査票情報の保存期間及び保存責任者		保存期間 保存方法 (特記事項)	保存責任者 その他 ()			
	11 立入検査 (基幹統計調査のみ)		立入検査対象事項 (特記事項)	その他 ()			
12 不整合は生じていないものの、改善を検討(予定)している事項		検討(予定)している事項の有無 (選択記入)	検討(予定)している事項の概要 (自由記入)	対応方法 (選択記入)	対応状況 (選択記入)	左記対応の概要(自由記入)	

(注) 「※」を付している一般統計調査の点検項目については、調査事項の10%未満の変更等、承認を要しない「軽微な変更」の範囲や公表内容との整合性に留意して点検を実施。

II 必要な精度の確保・向上の観点	1 調査の実施目的を確保するための精度管理の実施状況	目安としている指標の設定状況			目安としている指標の具体的推移 (自由記入。別紙も可)		
		精度管理の目安としている指標区分 ※該当するものを選択 (複数選択可)	目安としている指標の具体的な設定内容・考え方等 (自由記入。別紙も可)	目安としている指標の設定時期 (自由記入)	今回調査 (又は前回調査)	前回調査 (又は前々回調査)	前々回調査 (又は前々前回調査)
		達成精度					
		回収率・回答率					
		回収標本数					
		カバレッジ					
		その他					
		設定なし					

統計作成プロセス診断の位置付け・内容

位置付け

- ▶ 統計作成プロセスの水準を段階的に向上させ、統計の品質確保を図ることを目的とした**統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクル実施**（実施状況や集計結果等を踏まえた点検・評価を通じた調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善という一連の自らの気づきのプロセス）の更なる充実・実効性確保のため、その一連の取組の流れの中において、客観的立場から、（あくまで）助言、支援、促進する活動

診断内容

統計作成府省による各統計に関するPDCAサイクル実施の過程におけるアウトプット等をベースとして、

- ¹⁶ i) 統計委員会の取りまとめに基づく、統計ごとの作成プロセスの現状を客観的に確認する際のチェック項目（基準）である「要求事項」[※]に沿った「当たり前品質」の適合の現状を（厳格かつ）客観的に確認
加えて、積極的に評価できる、各府省に横展開すべき「好事例」を把握、「褒める」
- ii) 統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向け、現状、適合となっていない「必須」の要求事項は適合となるよう、また、「推奨」の要求事項の適合が増えていくよう、
（標準的な業務マニュアルの内容等も活用しつつ）統計作成府省自身による、今後に向けた統計作成プロセスの見直し・改善のため、助言、あるいは（総務省（統計作成支援センター等）の統計作成支援機能と連携しつつ）必要に応じ支援
- iii) その他、（要求事項の内容に関わらず）各府省の統計幹事の求めに応じ、例えば、統計精度の更なる向上に向けた調査計画の技術的支援（ex標本設計）などに関し、総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」を行う
- ※ 「要求事項」 = 統計の品質確保に向け、個々の統計作成プロセスにおいて実施することが必要と考えられる、あるいは期待される事項
- ・ プロセスの管理やその仕組み自体：実施することが求められる「必須」の要求事項
 - ・ 手順等の具体的な内容、レベル感など：実施することが望ましい「推奨」の要求事項としてそれぞれ設定

「統計作成ガイドブック」の概要

位置付け・全体像

- 各府省の統計担当職員が必要な時に必要な項目を確認するための便覧や参考図書として、総務省統計局において「統計作成ガイドブック」を発行予定。
- 一般的な「統計作成プロセス」を提示し（次ページ参照）、各プロセスにおける業務内容、留意点、作成・保管を行う成果物・実施記録等を説明
- 各府省におけるチェックリスト及びドキュメント管理簿の作成を通じて、統計作成プロセス診断の導入並びにドキュメントの保管及びデジタル化を推進

構成

第1章 はじめに

第2章 （一般的な）統計作成プロセス

第3章 各プロセスの説明

第4章 相談窓口、研修について

付属資料 チェックリスト・ドキュメント管理簿

参考資料 主要ドキュメントのサンプル

- 各統計調査に関する業務マニュアルの作成の参考にするため、各プロセスにおける具体的な業務内容、留意点、作成・保管を行う成果物・実施記録等のドキュメントを説明
- 併せて、関係する既存ガイドライン等を紹介

- 各府省のPDCAサイクルにおける定期的な業務マニュアルの確認及び見直しに資するよう、第3章の記載に基づくチェックリストを提示
- ドキュメントの保管及びデジタル化を推進するため、成果物・実施記録等の保管状況を確認するドキュメント管理簿様式を提示

- 各プロセスにおける主要なドキュメントについて、各府省で作成された実例を収集し、共有

一般的な統計作成プロセス 一覧

01 企画



- 1.1 統計の必要性・目的の明確化
- 1.2 統計調査全体のスケジュールの設定
- 1.3 集計事項及び調査事項の設定
- 1.4 調査方法及び調査系統の検討
- 1.5 調査票の設計
- 1.6 標本設計（母集団、目標精度、抽出・層化方法の設定）
- 1.7 提供方法の検討
- 1.8 行政文書の管理責任者等の決定
- 1.9 調査計画の承認申請、変更手続等
- 1.10 政省令等の整備 [基幹統計調査の場合]
- 1.11 実査以降の業務に関する計画の作成

02 実査



- 2.1 名簿整備
- 2.2 調査対象者の抽出
- 2.3 統計調査員任命・教育 [調査員調査の場合]
- 2.4 用品準備
- 2.5 協力依頼、広報、調査対象者への説明
- 2.6 調査票や関係書類の配布
- 2.7 調査票の取集・督促
- 2.8 問合せなどへの対応
- 2.9 調査員による調査票のチェック
- 2.10 調査実施機関による調査票のチェック
- 2.11 調査員の活動状況の確認
[調査員調査の場合]

03 審査・集計



- 3.1 調査票の受領
- 3.2 データ入力
- 3.3 個票データの審査
- 3.4 集計データ（統計表）の作成
- 3.5 集計データ（統計表）の審査

04 公表・提供



- 4.1 公表準備
- 4.2 集計データ（統計表）の公表
- 4.3 集計データ（統計表）に関する問合せ対応
- 4.4 個票データ（調査票情報）二次利用・提供

05 評価



- 5.1 ドキュメント・成果物の整備状況の確認
- 5.2 点検・評価等の実施

06~08

マネジメント・民間委託・地方委任



- 6.1 実施体制（管理的側面の検討、制約条件の明確化）
- 6.2 業務能力と教育・訓練
- 6.3 ドキュメント等の整備
- 6.4 秘密の保護、法令遵守に係る体制
- 6.5 災害発生時等の対応
- 7.1 委託業務の範囲の検討
- 7.2 調達仕様書等の作成・契約
- 7.3 業務実施状況の確認
- 7.4 納品チェック・成果物受領
- 8.1 委任業務の範囲の確認
- 8.2 事務処理基準等の作成・通知
- 8.3 業務実施状況の確認

各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する 内閣官房の対応等について

令和2年6月17日
内閣官房統計改革推進室

1. 目的

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日統計委員会建議）及び統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会報告）において、疑義照会があった場合の組織内情報共有ルールや誤り発見後の対応ルールを定める必要があることが指摘されている。これを受けて、内閣官房統計改革推進室として、各府省において公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールを定めるに当たってのひな型を示すとともに、各府省における誤り事案を整理・分析し、情報共有するための方針を定める。

2. 概略

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応は、別紙1のとおりである。

内閣官房統計改革推進室は、各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応が適切に実施されるよう指導・助言等を行う。

3. 方針

(1) 各府省における対応ルールのひな型

統計調査を実施する各府省が定めるべき対応ルールのひな型は、別紙2のとおりである。また、実務上の参考とするために、ひな型をフロー図にしたものが、別紙2の参考である。本ひな型の趣旨を踏まえる限りにおいては、各府省の実情等に応じてひな型とは異なるかたちで定めることは差し支えない。

また、本ひな型は、軽重問わず誤りが発生した場合に、最低限対応すべき内容を示したものである。

なお、本ひな型は継続実施している統計調査を対象としているが、それ以外の調査についてもこれに準じて対応することが望ましい。また、公表数値等の訂正を伴わない調査票情報の訂正等については本取組の対象とはしないが、各府省において、本取組も踏まえつつ、必要な対応が行われることを期待する。

(2) 誤り情報の共有

統計分析審査官（各府省担当）は、結果数値等の訂正の公表後に調査実施課室から提出された報告書を随時、統計分析審査官（総括担当）に提出し、再発防止策の検討等に資するよう、統計分析審査官内で共有する。また、各府省の窓口課室は必要に応じて当該府省内で共有することができる。

統計分析審査官は共有された報告書を集約した上で、統計分析審査官（総括担当）を中心に、原因別の発生状況、効果的な再発防止策等について分析し、その情報を原則として年1回程度、統計分析審査官（各府省担当）及び各府省の窓口課室を通じて政府全体で共有する。

公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について

令和2年●月●日
○○○省

1 目的

「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」（以下「本ルール」という。）は統計調査の結果等について、**公表後に誤りが疑われた場合及び誤りを発見した場合の対応**を円滑に行うことを目的として定めるものである。

なお、本ルールに定める対応は基礎的なものであり、誤りの内容その他の状況を勘案し必要に応じて、本ルールの趣旨を踏まえつつ、本ルール以外の適切な対応（対応順序の変更、訂正值の公表に先だつての事案の内容や影響範囲の公表など）を行うこととする。

2 ルールの範囲

継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査について、公表している統計調査の結果及びその解釈に影響を与える公表事項を対象とする。

3 関係者の役割

本ルールを実行するために統計幹事及び窓口課室、調査実施課室並びに内閣官房統計分析審査官は、以下の役割を担う。

（1）統計幹事及び窓口課室

- ・ 統計幹事は、事実関係等に基づき、対応方針の指示、再発防止策等の最終確認、省内外の必要な調整を行う。
- ・ ○○局○○課は、窓口課室として、統計幹事を補佐する。また、調査実施課室に協力し、連携して対応する。

（2）調査実施課室

事実関係の把握、利活用者への連絡、公表内容及び公表方法の検討、再発防止策の検討、対策の実施、関係者との情報共有・調整を行う。

（3）内閣官房統計分析審査官

再発防止策の指導・助言を行うとともに、調査実施課室が行う①誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かの確認、②誤りの是正について、必要に応じて協力する。

4 公表数値等の誤りが疑われる場合の対応の手順

(1) 統計幹事等への一報

調査実施課室の各種作業等において生じた疑義や統計利活用者等からの疑義照会等により、公表数値等の誤りが疑われる場合は速やかに、調査実施課室は、把握している情報（疑義の内容、利活用状況等）について、統計幹事に一報する。あわせて、窓口課室及び統計分析審査官にも一報する。

※ 統計利活用リストにおける各府省の連絡要望者が行う利活用に影響を与えないことが明らかである場合には、統計幹事、窓口課室及び統計分析審査官への一報は要しない。

(2) 誤りか否かの確認

調査実施課室は、誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かを確認する。その際、必要に応じて、統計分析審査官の協力を得て対応する。誤りであった場合は、下記5のとおり対応する。誤りでなかった場合は、上記(1)で報告した者に対して誤りでなかった旨を報告する。

5 公表数値等の誤りを発見した場合の対応の手順

(1) 統計幹事等への一報

調査実施課室は、公表数値等の誤りを発見した場合は速やかに、以下の事項を中心とした把握している限りの事実関係について、統計幹事に一報する。あわせて、窓口課室及び統計分析審査官にも一報する。

- ・ 事案の内容
- ・ 事案発見の端緒（発見者、発見日）
- ・ 確認された内容（経緯）
- ・ 訂正内容
- ・ 発生原因
- ・ 利活用状況（利活用先や想定される影響）

なお、調査実施課室は、下記(2)(3)の対応により把握した情報については、随時、窓口課室及び統計分析審査官に共有するとともに、事案の状況に応じ、適宜、統計幹事に中間報告を行う。

また、誤りの是正に当たっては、必要に応じて、統計分析審査官の協力を得て対応する。

(2) 事実関係の把握

調査実施課室は、上記(1)に掲げた事項（下記(3)で把握する利活用に与える影響を除く。）を中心とした必要な事実関係について、更に詳細を把握する。

下記（３）から（６）までの対応は、事実関係の把握状況を踏まえ、適時に行う。

（３）利活用者への連絡、影響の確認

調査実施課室は、統計利活用リストにおける各府省の連絡要望者に対し、速やかに連絡を行い、当該者の協力を得て、発生した公表数値等の誤りの利活用に与える影響を確認する。

※ 連絡要望者が行う利活用に影響を与えないことが明らかである場合や、機微な情報であること等を勘案し、連絡する内容や利活用者の範囲を適切な範囲に限定することができる。また、訂正後の数値等を提供する場合は、公表前の情報であることに留意した対応を行う。

（４）再発防止策の検討

調査実施課室は、新たな審査・確認方法を導入するなど、体制を含めた具体的な再発防止策及びその導入時期を検討する。

【再発防止策の例】

- ・ 新たな審査・確認方法の導入
- ・ 新たな体制の導入
- ・ 手作業の自動化
- ・ 報告者による誤記入防止策の導入

※ 事案の速やかな公表を優先し、再発防止策の具体化を待つことなく、以降の対応を行うことができる。

（５）統計分析審査官への相談

調査実施課室は、上記（４）において検討した内容について統計分析審査官に相談し、再発防止策の助言等を得る。

（６）公表内容及び公表方法の検討

調査実施課室は、正誤情報、誤りの発生原因及び再発防止策の概要などの公表内容を検討する。また、事案の内容を勘案し、統計利活用者に対して的確に情報が伝わるよう、適切な公表方法を検討する。

（７）統計幹事への最終報告

調査実施課室は、上記（２）から（６）までについて、別添様式に沿った文書を作成し、必要に応じ別途資料を追加した上で、統計幹事に報告する。

（８）公表内容等の連絡

調査実施課室は、上記（６）で検討した内容について、上記（７）で統計

幹事の了解が得られた後、上記（３）で連絡した利活用者に連絡する。

※ 訂正後の数値等が公表前の情報であることを踏まえ、連絡する内容や利活用者の範囲を適切な範囲に限定することができる。

（９）公表

調査実施課室は、適切な公表方法により、公表する。また、統計利活用リストに掲載されている全ての利活用者に、誤りの内容及び公表した旨を連絡する。

６ 統計分析審査官への対応結果の提出

統計幹事へ報告した、別添様式に沿った文書を統計分析審査官に提出する。

※ 統計幹事への報告時に別途追加した資料の提出は要しない。

７ その他

（１）調査実施課室から統計幹事、窓口課室及び統計分析審査官へ報告等を行うこととされているものについては、これらの者に適切に報告等が行われる限りにおいて、調査実施課室が誤りの是正等に注力する等の観点から、窓口課室が調査実施課室から一元的に報告等を受け、統計幹事及び統計分析審査官に報告等を行うこととすることができる。

（２）複数の府省庁で共管としている統計調査については、あらかじめ又は誤りの内容等に応じて都度、主として対応を行う府省庁を定め、連携して対応する。

令和 年 月 日
〇〇課

〇〇統計調査の公表数値等の訂正について

- 1 調査名
- 2 事実関係
 - (1) 事案の内容
 - (2) 事案発見の端緒
 - (3) 確認された内容（経緯）
 - (4) 訂正内容
 - 【正】

 - 【誤：現在の公表数値等】
 - (5) 発生原因
- 3 統計利活用者への連絡、影響の確認
 - (1) 省内
 - (2) 省外
- 4 再発防止策及びその導入時期
- 5 統計分析審査官への相談
- 6 訂正情報の公表

以上

令和2年6月8日
〇〇課

〇〇統計調査の公表数値等の訂正について

1 調査名

〇〇統計調査（基幹統計調査）

2 事実関係

(1) 事案の内容

令和2年6月1日に公表した、市別食料品製造業現金給与総額について、
××市の結果が誤っていた。（結果表第〇表）

(2) 事案発見の端緒

令和2年6月3日 都道府県職員から電話にて疑義照会（〇〇課職員受）。

(3) 確認された内容（経緯）

- ① 委託先が調査票を精査して誤りの可能性のある調査票を特定した。
- ② 報告者に対して疑義照会を行った。
- ③ 調査対象者から誤りであった旨の報告及び正しい回答を得た。

(4) 訂正内容

【正】

××市 食料品製造業現金給与総額 ●●●万円

【誤：現在の公表値】

××市 食料品製造業現金給与総額 ●●●万円

(5) 発生原因

報告者の記入誤り（単位の記載誤り）。

3 統計利活用者への連絡、影響の確認

統計利活用リストに掲載されている連絡要望者に連絡済み。

(1) 省内

●●課。今回の訂正箇所は、施策に利用していない。

(2) 省外

内閣府（国民経済計算）。今回の訂正箇所は、国民経済計算の算出過程に用いているものの、訂正内容をもって、国民経済計算の公表結果は変わらない。

4 再発防止策及びその導入時期

- ① 正確な記入を促す観点から、調査対象に配布する「調査票記入の手引き」に注意事項として本事例を紹介（次回調査から実施）。
- ② 調査票審査において、今回の報告誤りのあった調査事項に関しては、前回報告値より10倍を超える報告があった場合にエラー表示が出るようプログラム変更を行う（令和3年度にシステム改修予定）。

5 統計分析審査官への相談

統計分析審査官には本事案を報告済み。再発防止策を相談し、統計分析審査官の助言により、上記再発防止策②を実施することとした。

6 訂正情報の公表

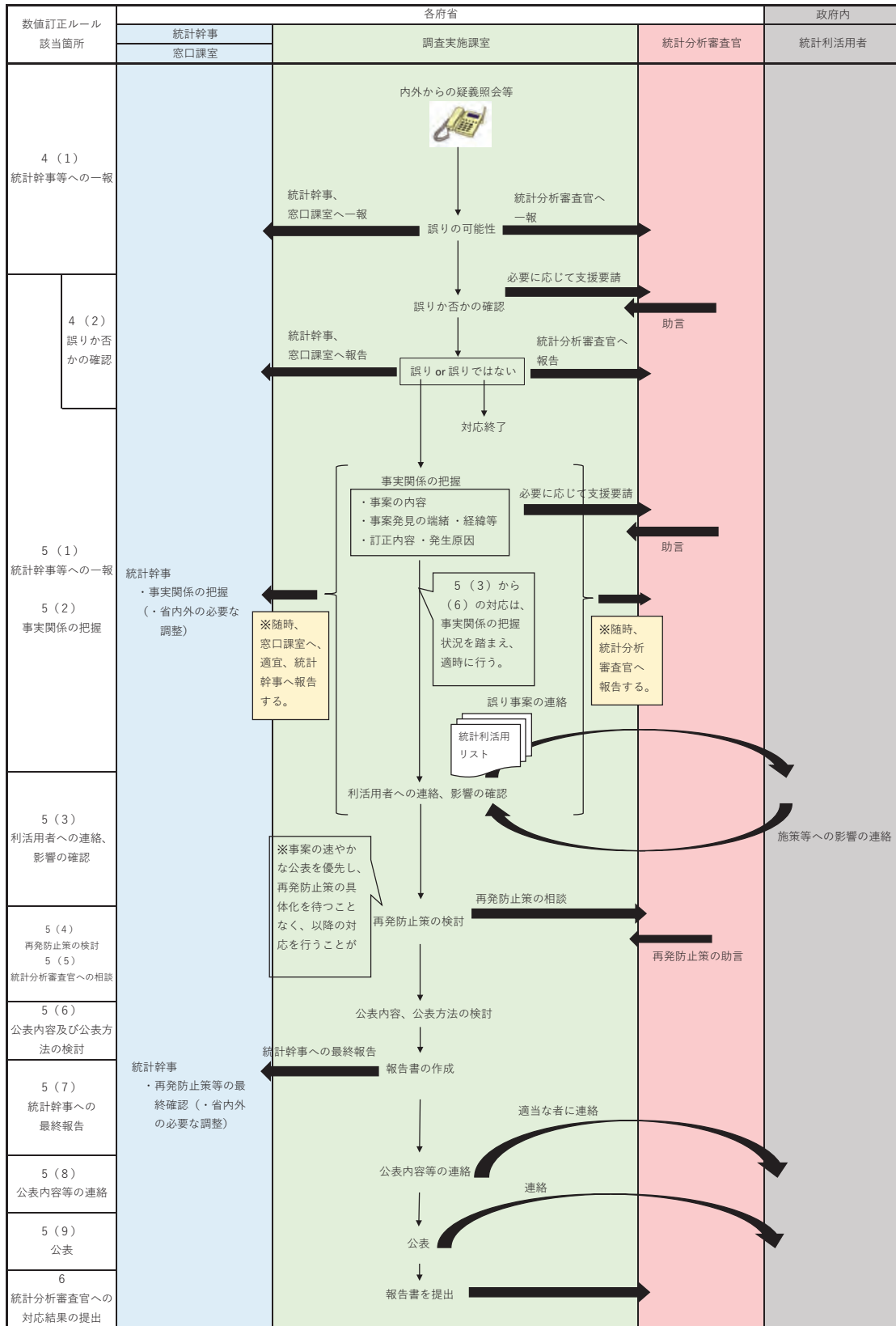
令和2年6月9日に〇〇統計調査のHPに結果数値訂正のお知らせ（正誤表、発生原因及び再発防止策）を掲載し、併せてe-Statに掲載中のファイルも差し替える。公表内容は別添のとおり。

以上

公表数値等の誤りに係る疑義照会及び誤り発見後の対応フロー図

別紙2の参考

※本ルールに定める対応は基礎的なものであり、誤りの内容やその他の状況を勘案し必要に応じて、本ルールの趣旨を踏まえつつ、本ルール以外の適切な対応を行うこととする。
このため統計幹事は、対応方針の指示や省内外の必要な調整等を行う。



e-Surveyの改良イメージ

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）〈抜粋〉

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(2) オンライン調査の推進

(略)

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化を実現するための有効な手段となっている。

このため、各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む。

また、総務省は、統計作成プロセスの改革に取り組む中で、政府統計共同利用システムに課題が確認された場合には、その見直しを検討する。

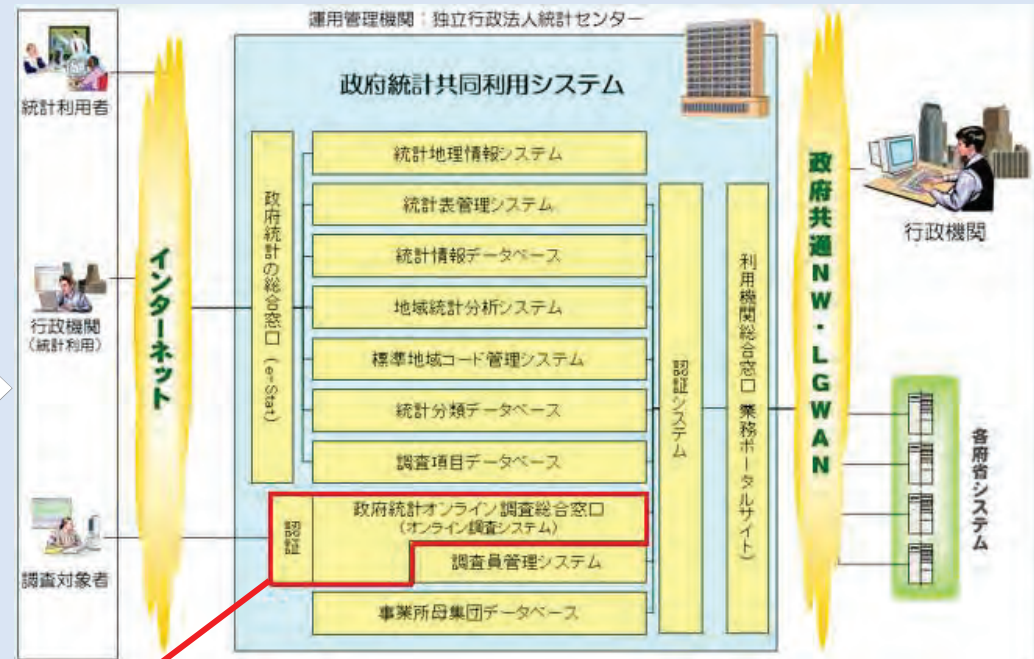
オンライン回答の現状

政府統計オンライン調査総合窓口

- 「政府統計オンライン調査総合窓口」とは、「政府統計共同利用システム」に実装されている政府全体の汎用的なオンライン調査システムで、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき構築され、平成20年から運用しているもの

各府省のシステムを廃止・集約

- A調査の
オンライン調査システム
- B調査の
オンライン調査システム
- C調査の
オンライン調査システム
- ...



電子調査票の送受信など
シンプルな機能を実装

オンライン回答の推進に向けた今後の対応例

調査対象者や調査実施者からの要望を受けて以下の機能の実装を検討中

回答方式の多様化による回答負担の軽減

- 電子調査票の多様化、外部ファイル取り込み機能の実装、市販のパッケージソフト等との連携による回答負担軽減方策の研究など、回答方式を多様化し、回答負担の軽減を図ることで、オンライン回答を更に促進

電子調査票の多様化



単票形式



Excelの一覧表形式
(マクロ機能あり)

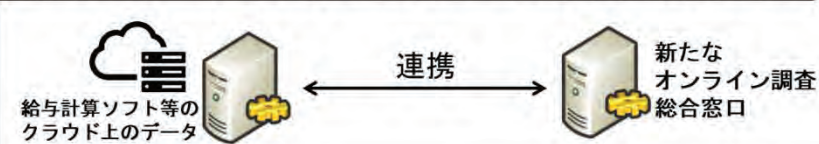


Excelの一覧表形式
(マクロ機能OFF)

外部ファイル取り込み機能の実装

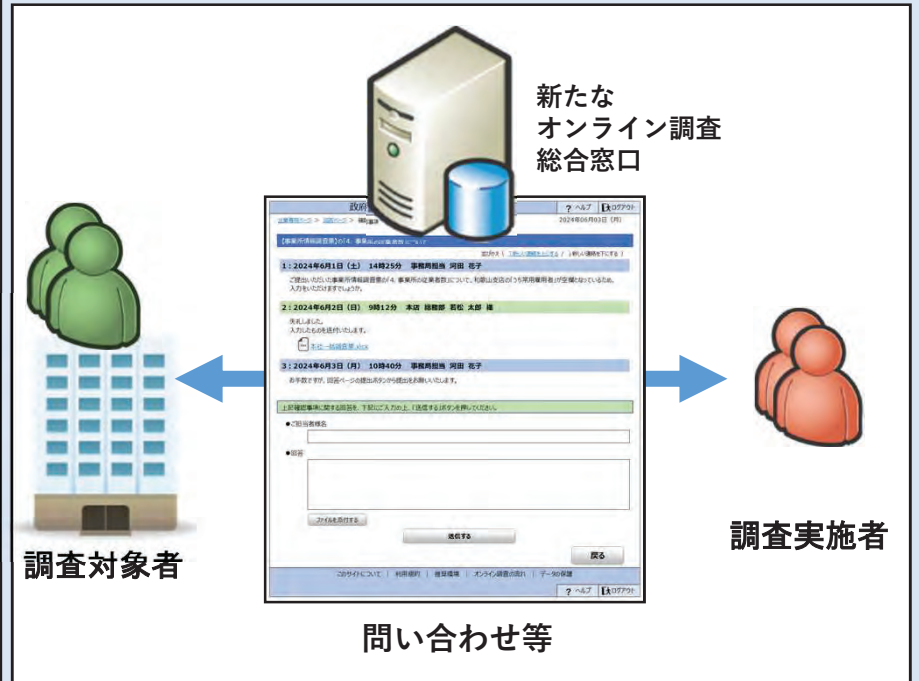


市販のパッケージソフト等との連携による回答負担軽減方策の研究



コミュニケーション機能などの提供

- 従来、電話などで行われていた疑義照会などをシステム内で行えるコミュニケーション機能などを提供することで、オンライン回答のメリットを強化



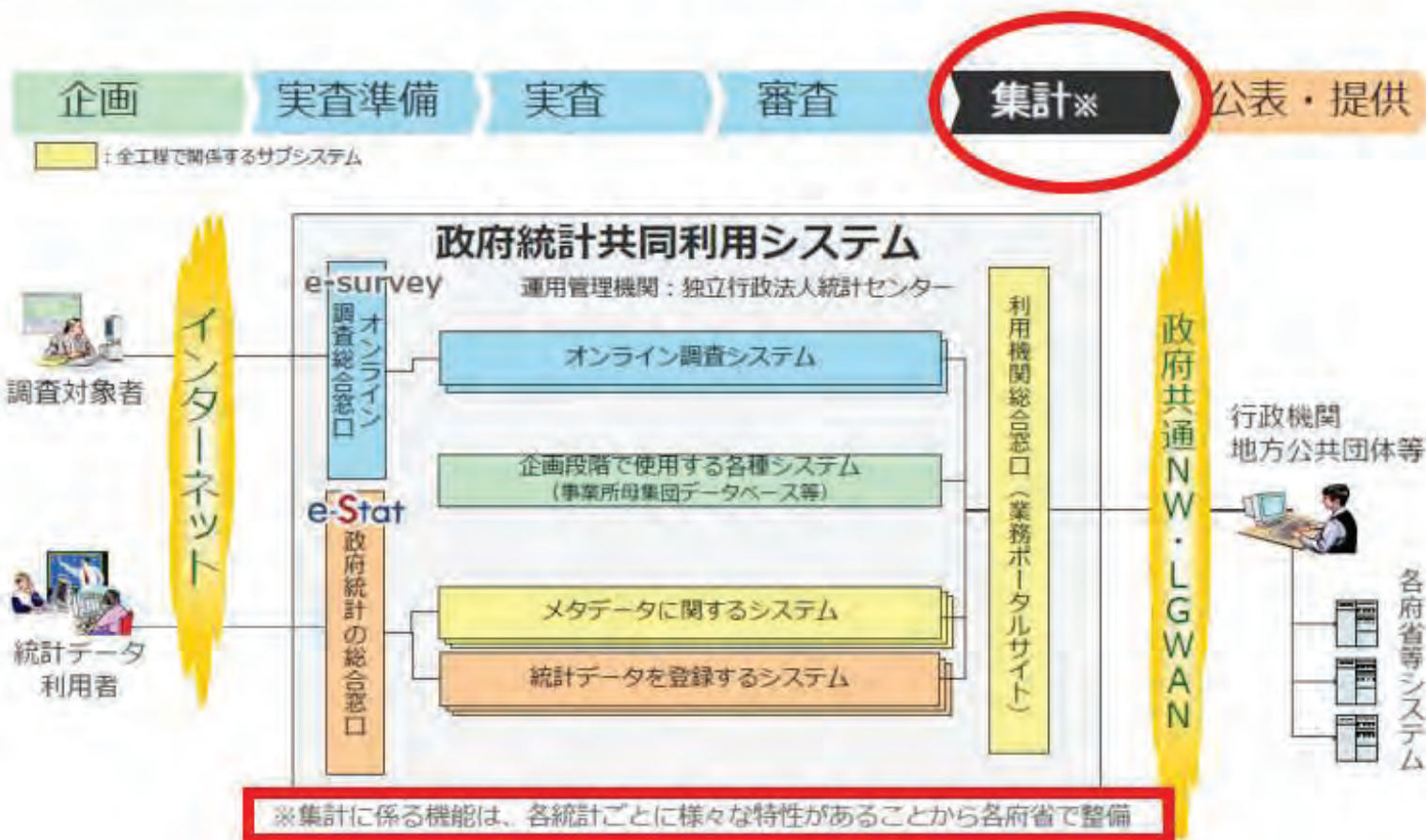
集計システムに関する汎用パッケージ等 の整備イメージ

一般的な統計作成プロセス（審査・集計）



政府統計共同利用システムの概要

- 政府統計共同利用システムとは、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、各府省で各々に整備するシステムを集約することで、政府全体のシステム投資と運用の効率化を図ることを目的に構築した府省共通システム（平成20年から運用開始）
- 統計調査における以下の工程で使用するサブシステムを有する



各統計における様々な特性

調査によって

- ・全数調査か標本調査か
- ・調査票の種類（1種類1枚の調査票か、複数枚か、複数種類か）
- ・エラーチェックで参照する情報の種類（調査票内で完結するか、他の情報を参照するか）

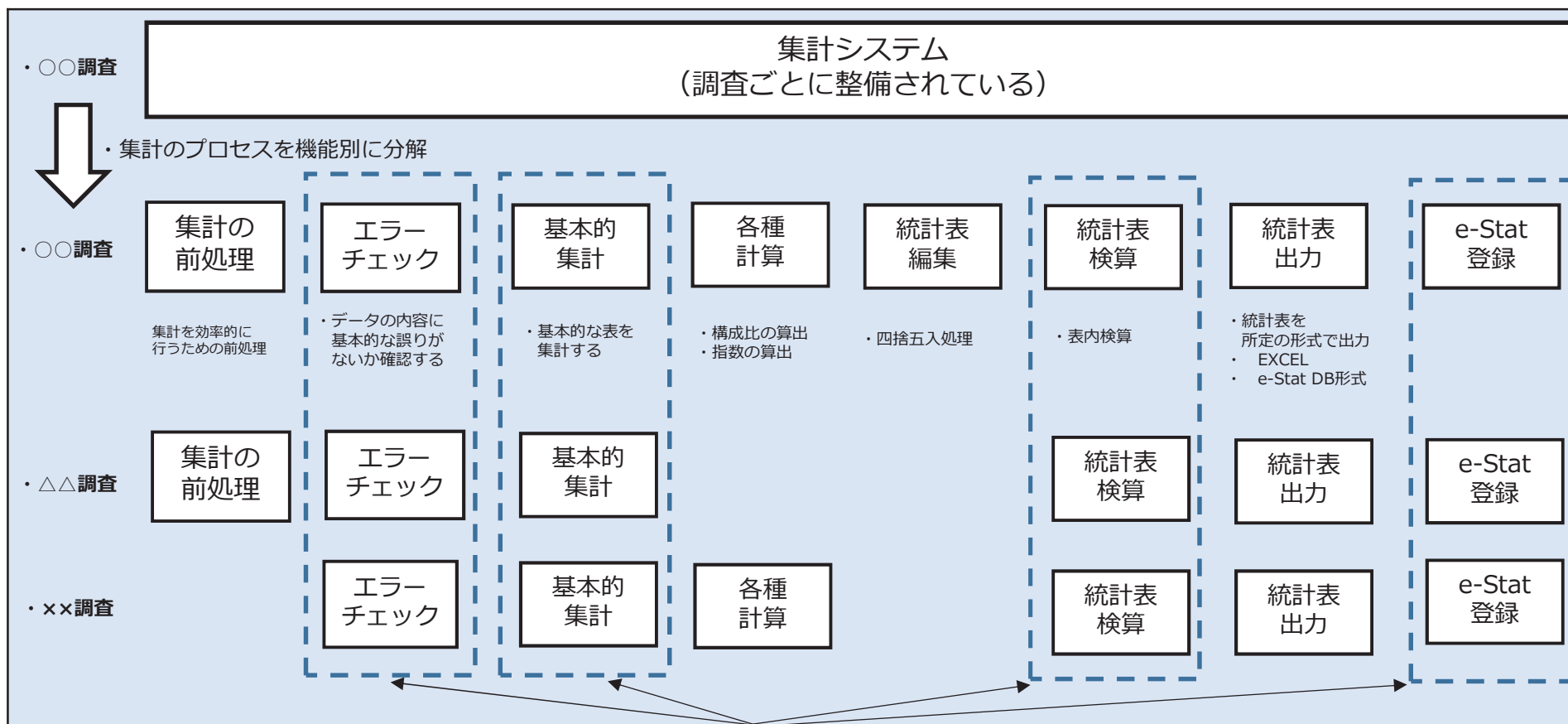
などが異なる。

また、統計作成のための集計プロセスにおいて、以下の機能が必要かどうか、その処理の内容も統計によって異なる。

- ・集計を効率的に行うための前処理
- ・集計前に基本的な誤りが含まれていないかのエラーチェック
- ・基本的な集計
- ・構成比や指数等の計算、統計表の編集
- ・作成した統計表の検算
- ・システムからの統計表出力
- ・e-Statへの登録処理

このような、各統計における様々な特性を踏まえ、集計プロセスを機能別に分解することにより、複数の調査で共通して利用できる汎用集計ツールとしてパッケージ化することを検討中

汎用パッケージ化のイメージ



・集計プロセスを機能別に分解し、複数の調査で共通して利用できる汎用集計ツールをパッケージ化。政府共同利用システムにおいて各府省が利用可能なツールとして提供

・集計の主要な処理部分を「汎用パッケージ化」することに加え、現在各府省と共同で進めている、①調査項目や集計項目のデータベース化、②調査票情報のデータ形式等のルール化、③統計表データを機械判別可能な形式での作成、に向けた取り組みとこのパッケージの機能を連携させ、より効率的な集計や統計データの一層の利便性向上を図る

統計人材の育成について

「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）

- ・専門性を有する人材の確保・育成についても提言

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）

・統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「**統計データアナリスト**」（一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者）及び「**統計データアナリスト補**」（統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者）の**確保・育成等を図る**。

（別表 今後5年間に講ずる具体的施策）

・所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、**必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する**。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。
（担当府省：各府省）

・**統計データアナリスト等育成課程の研修を新設**するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。（以下略）
（担当府省：総務省）



- 「**統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方**」（R3.2.12統計行政推進会議申合せ）、
「**統計データアナリスト等の認定基準**」（R3.2.18総務省政策統括官決定）及び
「**統計データアナリスト等認定実施規程**」（R3.6.29総務省政策統括官決定）を決定
- 統計研究研修所において、統計の知識を体系的・段階的に習得する「**業務レベル別研修**」を実施（令和3年度から「**統計データアナリスト研修**」及び「**統計データアナリスト補研修**」を新設）

統計データアナリスト・アナリスト補について

統計データアナリスト・アナリスト補は、実務経験要件及び研修要件を満たす者の中から、各府省の統計幹事の推薦を受け、総務省政策統括官（統計制度担当）が認定

①実務経験要件

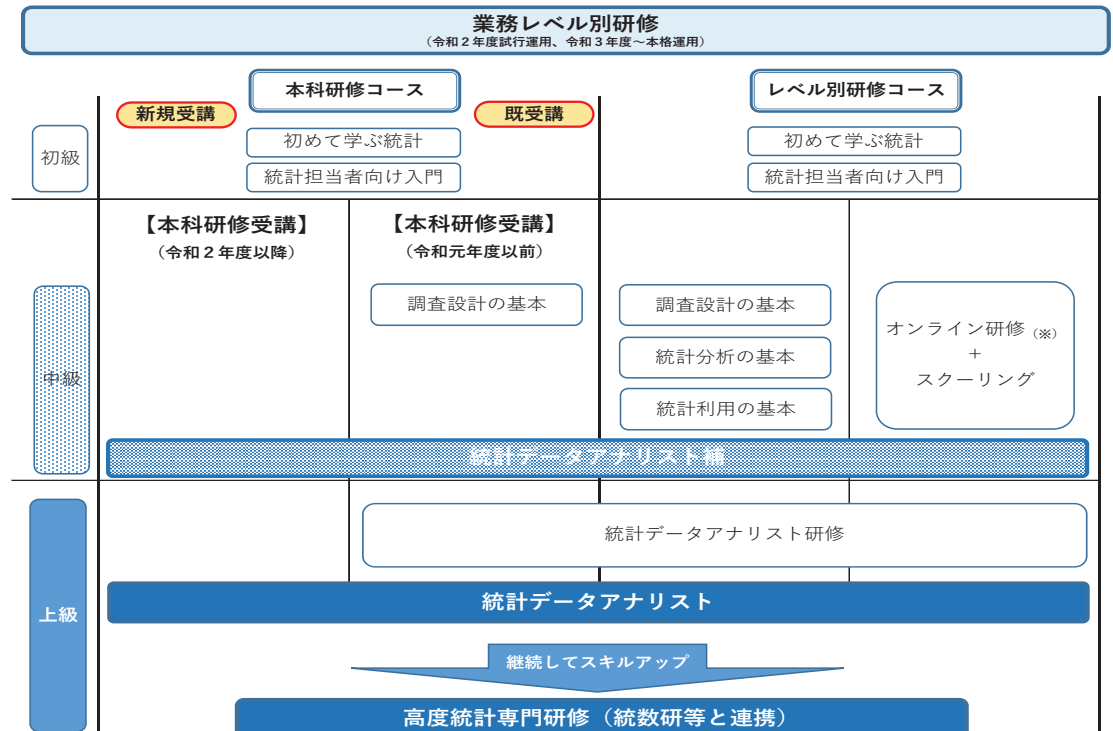
右表に示す年数 又は 回数の実務経験を有する職員 など

	年数	回数※
統計データアナリスト補	5年	2回
統計データアナリスト	10年	5回

※「企画－実査－審査・集計－公表」の一連の実務を通算で経験した回数

②研修要件

- ・ 総務省統計研究研修所が実施する業務レベル別研修（初級、中級、上級）を受講
- ・ 中級で統計データアナリスト補、上級で統計データアナリストの研修要件を満たす
- ・ 初級研修の受講後に本科（総合課程）を受講すると、統計データアナリスト補及び統計データアナリストの研修要件を満たす



※ オンライン研修は令和3年度後半からの開講を予定。

統計研究研修所の業務レベル別研修（令和3年度）

	研修名	対象者・レベル	内容
【初級】 統計取扱業務 担当向け研修	初めて学ぶ統計【オンライン研修】 年4回（4、7、10、1の各月下旬から 4週間）開講	統計初任者等、 新規採用職員、 政策部局の職員	○統計の初歩を習得
	統計担当者向け入門 【ライブ配信研修】 5月に開講（2.5日間） 【オンライン研修】 年4回（4、7、10、1の各月下旬から6週 間）開講		○統計調査の企画設計・実施等の実務的な基 礎知識を習得 ○統計分析手法やグラフの書き方等について習得 ○集合研修では演習も実施 ※従来の「統計実務者向け入門」と「統計利用者向け 入門」を統合して実施
【中級】 統計データアナリ スト補研修	調査設計の基本(4日間) 統計分析の基本(5日間) 統計利用の基本(3日間) 【ライブ配信研修】 年2回（5、7の各月下旬から）開講 【オンライン研修】 冬以降に開講予定	統計実務担当者	○調査の企画・設計の理論と実務知識、統計分 析手法の基本知識及び主要統計指標の見方や 人口・経済統計の活用方法を習得
【上級】 統計データアナリ スト研修	統計データアナリスト研修【ライブ配信研修】 年2回（9、3の各月5日間）開講	統計実務担当者	データチェックや品質管理など、統計データアナリスト として必要な知識を習得

統計分析審査官の現状と課題

117

令和4年7月

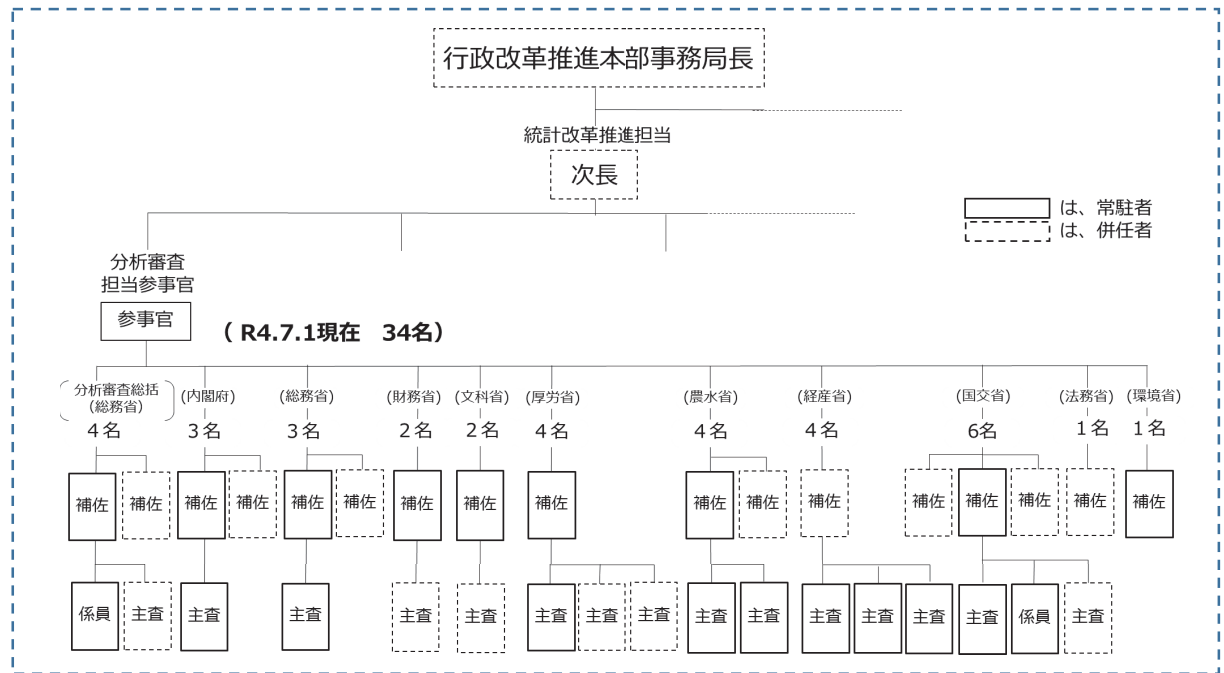
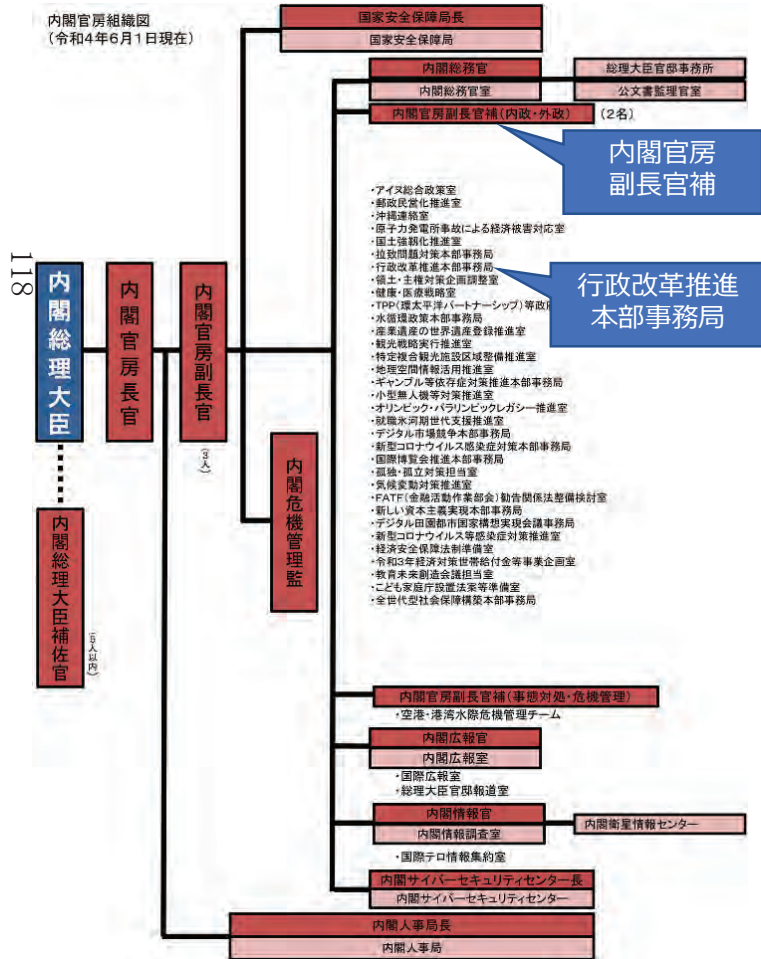
内閣官房行政改革推進本部事務局
(統計改革推進担当)

資料21

統計分析審査官の位置づけ

- 令和元年6月の統計委員会建議（第一次再発防止策）を踏まえ、同年7月、統計改革推進室（注）に**統計分析審査官**を配置（緊急増員、令和6年度末までの5年間の時限）
- 基幹統計調査・一般統計調査を所管する各府省に併任発令（人員数は、統計調査数等に応じて配分）
- 分析審査総括は、総務省政策統括官（統計制度担当）付に併任発令。総務省と緊密に連携

（注）統計改革推進室の事務は、令和3年11月に行政改革推進本部事務局に移管された。



人事院※

※一般統計調査を所管する人事院は、独自に統計分析審査官を配置

統計分析審査官会議を定期的開催し
各府省に配置された統計分析審査官で情報共有・連携

統計分析審査官に対する指摘

「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令和4年1月14日） （抜粋）

最後に、統計分析審査官について触れておきたい。令和元年に統計分析審査官が内閣官房から各府省に派遣されることとなった。今後公表される統計の審査の徹底と誤り発覚時の対応指揮等を担うポストであるとされているが、現段階で機能しているとは思われない。それまでに統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無であった職員が、十分な研修を受けることもなく、係長相当の職位で派遣されたとしても、この者に、派遣先の上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるものであろう。

「統計不正の再発防止に向けた提言」（令和4年2月14日）（抜粋）

内閣官房から各府省に派遣されている「統計分析審査官」が十分に機能していないことが、国土交通省が設置した検証委員会から指摘された。速やかに実態を調査し、課題を明らかにすること。また、現場における調査方法の変更時の誤りや集計した数値の誤りを察知し、関係部局と連携して適切な対応につなげる仕組みを検討すること。

統計分析審査官の現状

令和元年7月26日～令和4年1月27日の間、各府省に常駐したことのある統計分析審査官（64人）について確認

統計研修受講状況

研修名等		人数	
統計分析審査官研修 (内閣官房)	令和元年度 第1回	22	
	令和元年度 第2回	24	
	令和2年度	15	
業務レベル別研修 (総務省統計研究研修所)	初級	初めて学ぶ統計	5
		統計担当者向け入門	1
	中級	調査設計の基本	11
		統計利用の基本	11
		統計分析の基本	9
	上級	統計データアナリスト研修	10

統計業務従事経験年数

経験年数	人数
未経験	14
1～5年未満	16
5～10年未満	11
10～15年未満	9
15～20年未満	4
20年以上	10

(注：重複受講を含むため合計は64人と一致しない)

上記のうち、いずれか1つ以上の研修を受講した者は **49人**

統計分析審査官の現状

他府省の例

【職員の能力、体制】

- 統計分析審査官の経験年数は、5年以上が9割超（10年以上も7割超）
- 総務省から臨時に統計分析審査官を派遣
- 総務省が実施する統計研修のほか、各省で実施する統計研修も受講
- 統計分析審査官がチームとして活動
- 再発防止を超えて、品質管理全般に関心

【活動状況】

- 原課からの誤りの報告を受けて、統計分析審査官が原因究明等で中核的な役割
- 統計分析審査官が統計作成プロセスの適正化やシステムの改修で重要な役割
- 本省のみならず、地方組織においても分析的審査を実施
- 政策部門のK P I 算出方法の問題を是正

府省間で格差

国土交通省

【職員の能力、体制】

- 統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無（※）
（※）経験年数5年未満が8割超、最も経験年数のある者で10年
- 十分な研修を受けることもない
- 係長相当の職位で派遣

【活動状況】

- 統計分析審査官が現段階で機能しているとは思われない
- 上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるもの

「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」報告書の記述より抜粋

統計分析審査官の現状と課題

- 統計分析審査官は、各府省の統計の品質を維持向上させるため、統計の集計プロセスにおいて、調査票の記入漏れのチェックや、結果表の検算、過去の結果との比較による数値の妥当性の確認などを順次導入していくことや、統計に誤りが発生した場合の再発防止策の指導、助言を行うことなどを役割として、活動を開始



- 統計分析審査官を令和元年に新設した際、併せて、人材育成のための資格の創設や研修の拡充、誤り発生時の対応ルールの整備なども行われたが、府省間で担当職員的能力や活動状況に格差

122



- 公的統計の品質の確保に向けては、体制の確保や、専門性の高い職員の育成、専門家との連携や専門家からのアドバイス・支援が必要であり、統計分析審査官については、その在り方を含めて見直す必要
 - ✓ 品質管理の取組全般と連携できる体制（再発防止は統計の品質管理の一要素）
 - ✓ 役割の認知・現場での十分な発言力を持たせるための仕組み
 - ✓ 実務経験者の着任や研修受講、専門家による支援などを担保する仕組み（内閣官房の総括業務を通じた統計分析審査官の確保・育成には限界） など

令和4年2月14日

総務大臣 金子 恭之 殿
行政改革担当大臣 牧島 かれん 殿

公明党決算・行政監視部会
部会長 若松 謙維
部会長代理 竹内 真二

統計不正の再発防止に向けた提言

平成30年度に厚生労働省の「毎月勤労統計」の不正を受けて再発防止策を講じたにもかかわらず、令和3年12月、国土交通省の「建設工事受注動態統計」に不正が発覚した。再発防止策が十分に機能していない実態が明らかになったことは誠に遺憾である。

統計は政策立案の根拠となる重要なデータであり、統計に対する信頼は、政府・与党に対する信頼といっても過言ではない。

このたび公明党決算・行政監視部会として、統計不正の再発防止に向けた提言を取りまとめた。政府におかれては、本提言を踏まえ、深い反省の上に立ち、国民の信頼に足る統計改革の断行を求める。

記

1. 内閣官房から各府省に派遣されている「統計分析審査官」が十分に機能していないことが、国土交通省が設置した検証委員会から指摘された。速やかに実態を調査し、課題を明らかにすること。また、現場における調査方法の変更時の誤りや集計した数値の誤りを察知し、関係部局と連携して適切な対応につなげる仕組みを検討すること。
2. 統計の品質は作成プロセスにおける品質管理で保証するとの考え方の下、各府省におけるPDCAサイクルの仕組みを強化するとともに、総務省から派遣する統計監理官等による「第三者監査」の仕組みを確立し、基幹統計を中心に全府省への展開を急ぐこと。
3. 上記1および2を推進するための法定化を検討すること。

以上

基幹統計及び基幹統計調査一覧

(令和3年度(2021年度)末現在)

府省名	基幹統計	基幹統計調査 〔左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査〕	府省名	基幹統計	基幹統計調査 〔左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査〕	
内閣府	国民経済計算 (※)	-	農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス	
総務省	国勢統計	国勢調査	農林水産省	牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査	
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査		作物統計	作物統計調査	
	労働力統計	労働力調査		海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査	
	小売物価統計	小売物価統計調査		漁業構造統計	漁業センサス	
	家計統計	家計調査		木材統計	木材統計調査	
	個人企業経済統計	個人企業経済調査		農業経営統計	農業経営統計調査	
	科学技術研究統計	科学技術研究調査		経済産業省	経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査		ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査	
	就業構造基本統計	就業構造基本調査		石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査	
	全国家計構造統計	全国家計構造調査		商業動態統計	商業動態統計調査	
	社会生活基本統計	社会生活基本調査		経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	
	人口推計 (※)	-		経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査	
財務省	法人企業統計	法人企業統計調査		鉱工業指数 (※)	-	
	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査	
文部科学省	学校基本統計	学校基本調査	国土交通省	造船造機統計	造船造機統計調査	
	学校保健統計	学校保健統計調査		建築着工統計	建築着工統計調査	
	学校教員統計	学校教員統計調査		鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査	
	社会教育統計	社会教育調査		建設工事統計	建設工事統計調査	
厚生労働省	人口動態統計	人口動態調査			船員労働統計	船員労働統計調査
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査			自動車輸送統計	自動車輸送統計調査
	薬事工業生産動態統計	薬事工業生産動態統計調査			内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査
	医療施設統計	医療施設調査			法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査
	患者統計	患者調査		総務省及び 経済産業省	経済構造統計	経済センサス - 基礎調査 (注3)
	賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査				経済センサス - 活動調査 (注3)
	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査			経済構造実態調査	
	生命表 (※)	-	10府省 (注2)	産業連関表 (※)	-	
	社会保障費用統計 (※)	-				

(注1) 「基幹統計」欄に(※)を付したものは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になっている。

(注2) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(注3) 経済センサス - 基礎調査は、総務省の単独調査として実施。経済センサス - 活動調査は、総務省及び経済産業省の共管調査として実施

参考文献

- [01] 統計法（平成十九年法律第五十三号）
URL : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000053>
- [02] 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書（令和4年1月14日 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会）
本文 URL : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001459557.pdf>
※ 概要は資料編に掲載
- [03] 統計委員会タスクフォース精査結果報告書（令和4年1月14日 統計委員会企画部会対応精査タスクフォース）
本文 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000787686.pdf
※ 概要は資料編に掲載
- [04] 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）報告書（令和4年5月 国土交通省大臣官房（監察担当））
本文 URL : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001481527.pdf>
※ 概要は資料編に掲載
- [05] 毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて（平成31年1月11日 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000467631.pdf>
- [06] 基幹統計の点検及び今後の対応について（平成31年1月24日 総務省）
URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000596373.pdf
- [07] 毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書（平成31年1月22日 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会）
本文 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000472506.pdf>
概要 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000472509.pdf>
- [08] 毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書（平成31年2月27日 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会）
本文 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000483640.pdf>
概要 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000483641.pdf>
- [09] 賃金構造基本統計問題に関する緊急報告 ～平成31年1月の基幹統計の点検に係る実務上の諸問題を中心として～（平成31年3月8日 総務省行政評価局）
本文 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000605368.pdf
概要 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000605284.pdf
- [10] 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日 総務省統計委員会）
本文 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000647066.pdf
※ 概要は資料編に掲載
- [11] 統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～（令和元年12月24日 統計改革推進会議 統計行政新生部会）
本文 URL : https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224_shinsei_honbun.pdf
概要 URL : https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224_shinsei_gaiyou.pdf
- [12] 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」（令和3年9月 会計検査院）
本文 URL : https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/30901_zenbun.pdf
概要 URL : https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/pdf/30901_gaiyou.pdf
- [13] 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日 閣議決定）
本文 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000690298.pdf
概要 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000690719.pdf

- [14] 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（令和4年3月29日 総務省政策統括官（統計制度担当）決定）
URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000806279.pdf
- [15] 統計作成プロセス診断の要求事項（試行版）【第3回統計作成プロセス部会（令和3年11月17日～11月26日） 資料1-3及び資料1-4】
全体構成 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000781576.pdf
本文 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000781575.pdf
- [16] 統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検の結果について（平成29年4月20日 総務省政策統括官（統計基準担当））【第108回統計委員会 資料3】
URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000480874.pdf
- [17] 平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）（平成29年11月21日 総務省）
URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000518046.pdf